

情報通信機器産業における 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

平成19年6月

平成22年6月改訂

平成26年3月改訂

平成27年3月改訂

平成29年3月改訂

平成29年10月改訂

平成31年4月改訂

経済産業省

はじめに

平成19年2月15日、政府として「成長力底上げ戦略」構想をとりまとめ、翌日16日の経済財政諮問会議に報告し、了承された。「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする人材能力、就労機会、中小企業の3つの基盤の向上を図ることを目指しており、当該3本柱の一つ「中小企業底上げ戦略」の中において、下請適正取引等を推進することが掲げられた。本ガイドラインは、その一環として、情報通信機器産業に関するガイドラインとして策定したものである。

本ガイドライン策定にあたっては、経済産業省において、電子部品等（電子部品・電子材料及び電子基板等）製造企業に対するアンケート調査（有効回答数65件）等を実施するとともに、情報通信機器業界関係者（14団体）の参加する「情報通信機器分野における下請取引適正化推進会議」（以下、推進会議）を開催し、3回の会合、さらに、4回の実務者会合において積極的な議論を行った。本ガイドラインは、その成果をとりまとめたものである。

特に、（社）電子情報技術産業協会においては、親事業者と下請事業者の取引におけるコンプライアンスはもとより、公正、公明、公平な取引を実現するために、「下請法遵守マニュアル」（平成17年5月第3訂版発行）の策定・普及促進を行ってきており、これらの活動で培った知見・ノウハウ等を推進会議の議論に積極的に盛り込まれた。

本ガイドラインは、本来、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という。）の内容をより具体化することを主眼として制定されたものだが、平成25年10月1日に施行された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）における消費税の転嫁拒否等の行為と下請法における禁止行為とは下請事業者に不当に不利益が課されることになるといった点で類似しており、併せて改訂を行うことが読み手側にとって一覧性が高まるものと判断し、措置することとした。

本ガイドラインは、以下の3つの部から構成される。

第1部では、情報通信機器産業における親事業者と下請事業者との取引において、下請法に抵触することがないように留意すべき点について、取引例を提示し、下請法上問題か否かを解説した。本章については、（社）電子情報技術産業協会の「下請法遵守マニュアル」策定を通じて蓄積した知見を積極的に活用させて頂いた。また、電子部品等製造企業に対するアンケート調査及び他産業で実施したアンケート調査の結果寄せられた事例についても、下請法に抵触するおそれがある取引について、取引例として取り上げるように工夫した。

第2部では、消費税転嫁対策特別措置法において禁じられている行為をより具体的な例を交えて解説した。

さらに、我が国の情報通信機器産業においては、未だ一部に留まるものの、親事業者と下請事業者が連携して、取引慣行を更に改善するとともに、“Win-Win”の関係を積極的に構築しようとする先進的な取組が存在する。これら取組は親事業者、下請事業者、双方の競争力強化につながることを期待される。第3部では、これら先進的な取組を取り上げ、他の情報通信機器産業企業にとっても参考となる「親事業者と下請事業者の一層望ましい取引に関するベストプラクティ

ス」として示した。

本ガイドラインを遵守することで、情報通信機器産業における下請取引が適正化され、親事業者及び下請事業者双方の健全な発展及び産業の競争力の維持・向上につながることを期待したい。

■本ガイドラインでは、各種法令等の名称は以下のとおりに略す

- ・「下請法」：下請代金支払遅延等防止法
- ・「運用基準」：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
- ・「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準
- ・「基準」：上記2つを合わせて言う
- ・「通達」：下請代金の支払手段について

(平成28年12月14日20161207中第1号公取第140号)

目 次

序説	下請取引のあり方	1
第1節	「下請取引」とは	1
第2節	「下請法のこころ」と性格	1
第3節	「消費税転嫁対策特別措置法」と「下請法」	1
第1部	下請法に抵触するおそれのある取引	3
第1章	下請法の適用範囲	3
第1節	取引内容による適用範囲	4
第2節	取引の経由ルート	12
第2章	下請法が定める規制事項	16
第1節	「契約内容」の明示と書面化	16
第1項	発注書面の交付：書面の交付義務（下請法第3条）	17
第2項	取引記録の作成と保存：書類の作成・保存義務（下請法第5条）	22
第3章	契約条件	24
第1節	「納得のいく」価格：買たたきの禁止	24
第2節	支払条件：下請代金の支払期日を定める義務	32
第4章	契約の誠実な履行	33
第1節	仕様・検査方法の変更：返品 of 禁止	33
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	
第2節	注文の取消し：受領拒否の禁止	35
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	
第3節	受領期日の厳守：受領拒否の禁止	37
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	
第4節	受入検査（買主の検査義務）：返品 of 禁止	39
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	
第5節	支払：支払遅延の禁止	41
	下請代金の減額の禁止	
	有償支給原材料等の対価の早期決裁の禁止	
	割引困難な手形の交付の禁止	
第1項	支払制度・支払期日の変動	42
第2項	支払期日の起算点となる「給付を受領した日・役務が提供された日」：	45
第3項	支払手段	46
第4項	支払遅延となるおそれのある事例	47
第5項	約束金額の支払：下請代金の減額の禁止	49
第6項	有償支給材料費の相殺：有償支給原材料等の対価の早期決裁の禁止	52
第5章	売主の「保証責任」：返品 of 禁止	54
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	
第6章	取引関係の悪用	55

第1節	相互取引：購入・利用強制の禁止	58
第2節	経済的要求：不当な経済上の利益の提供要請の禁止	60
第7章	その他	65
第1節	荷主の立場からの適正取引の取組	65
第2節	その他下請中小企業の振興のため必要な事項	65
第2部	消費税転嫁対策特別措置法に違反するおそれのある取引	67
第1章	消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲	67
第2章	消費税の転嫁拒否等の行為	68
第1節	減額	68
第2節	買ったたき	69
第3節	商品購入、役務提供又は利益提供の要請	70
第4節	本体価格での交渉の拒否	71
第3部	親事業者と下請事業者の一層望ましい取引に関するベストプラクティス	72
事例1	海外の事業者から国内の中小企業への委託	75
事例2	正当な目的のためにのみ行う財務諸表の入手	75
事例3	フェアな見積比較	77
事例4	製品単価の再設定	78
事例5	原材料価格、燃料費、電力料金等の高騰への対応	79
事例6	環境管理コストの負担	79
事例7	量産終了後の金型保管費用の負担	80
事例8	金型の製造委託の中で下請事業者が著作等した知的財産の使用	80
事例9	V A(Value Analysis)成果の配分	81
事例10	情報セキュリティの要求と費用の負担	82
事例11	情報システムでの工夫	83
事例12	消費税の転嫁	83

序 下請取引のあり方

第1節 「下請取引」とは

企業間取引「Business to Business」のうち、下請取引は委託者の製品やサービスの全部又は一部を外部に委託する関係であって、更に委託者：買主 Vs 受託者：売主の力関係が働き易く、受託者：売主の自主性が期待できない取引関係を指して表現することが多い。一方、下請法の規制対象となる取引は、「委託者の資本金」>「受託者の資本金」であり（ただし、単純な比較ではなく、3つのゾーンに分けて比較している。）、かつ、委託する内容が、物品の製造・修理ないし情報成果物の作成、役務提供（作業の提供）である場合である。取引内容では、金融取引や不動産取引等、既存の価値そのものをそのまま取引する場合は含まれない。物品であっても、地金や中古品・在庫品のように既に価値として存在しているものは対象とならない。なんらかの付加価値の創造を求める場合に限られる。また、「建設工事」は、建設業法の対象とされているため、下請法の適用対象とはならない。

第2節 「下請法のこころ」と性格

下請法は、特別なことを規制しているわけではない。各種のいわゆる「業法」が、事業を営むのに際し「届出」「許可」を必要とし、また各種「資格者」の設置を求めているのと異なり、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律である。

優越的地位の濫用行為は、独占禁止法に規定された不公正な取引方法の一つであるが、下請法は、法律の適用対象を明確にするとともに、優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定することにより、迅速かつ効果的に取引の公正化と下請事業者の保護を図ろうとするものである。

親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から違反行為を取りやめるよう行政指導である「勧告」がなされる。また、親事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがある。

第3節 「消費税転嫁対策特別措置法」と「下請法」

消費税転嫁対策特別措置法は、平成26年4月1日に行われた消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成25年10月1日に施行され、平成33年3月31日まで適用される。

消費税率引上げに伴い、下請取引における消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的

に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合（消費税引上げの際に行われる受領拒否、下請代金の支払遅延、不当返品、割引困難な手形の交付、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し等）でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをすることがないように、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処する必要がある。

消費税転嫁対策特別措置法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特別措置法を優先して適用し、特定事業者が同法第6条に基づく公正取引委員会による勧告に従った場合、当該勧告の対象となる行為に対して、下請法第7条に基づく公正取引委員会による勧告を重ねて行うことはない。

第 1 部 下請法に抵触するおそれのある取引

第 1 章 下請法の適用範囲

下請法は、適用対象となる下請取引の範囲を、①取引当事者の資本金(又は出資の総額。以下同じ。)の区分と、②取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託。)の両面から定めており、規制対象となる取引の発注者(親事業者)を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

- 物品の製造委託・修理委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

- 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

第 1 節 取引内容による適用範囲

(カタログ品・規格品)

Q 1 広く一般に市販されているカタログ品、規格品を購入している場合は、製造委託に該当するか。

また、これらの部品について、一部仕様変更をメーカーがあらかじめ定めたオプション（カタログのオプション等）の範囲内で行うことが可能な場合に、オプション範囲内で仕様を指定している場合はどうか。

A メーカーが不特定多数の顧客に広く販売しているようなカタログ品、規格品等をそのまま購入することは、下請法の対象とはならない。

あらかじめ不特定多数の顧客を見込んで生産するものは、いわゆる「下請」ではないし、たとえ注文のキャンセルを受けても他に転売することが可能であり、受託者が不利にならないからである。

(市販品)

Q 2 次のような物品を購入する場合、下請法の製造委託に該当するか。

- ① カタログには記載されていないが、仕様やメーカーが同じで多数の企業が購入している物 を購入している。
- ② 鋼材の幅、スリット済フープ幅、合成樹脂の色、金属部品の一部寸法等の選択仕様取引の ように、メーカーが自社の規格を複数作成し、その中から親事業者に選択させて取引している。
- ③ メーカーに対して市販の電線を切断の上、末端の被覆をむいて納入させている。

A

- ① カタログに記載されていなくても、広く一般に市販されているものの中から選択し、購入する場合は製造委託には該当しない。
- ② カタログ等にいくつかの標準規格が掲載されており、広く一般に製造販売されているものの中から選択し、購入する場合は製造委託には該当しない。
- ③ 市販の電線を一定の寸法に切断する、あるいは末端の被覆をむくという依頼は製造委託に該当する。ただし、メーカーが一定の寸法で切断し、末端の被覆むきをしたものを広く一般に販売している場合は、市販品の購入となり、製造委託には該当しない。

(ソフトウェア等情報成果物・情報処理)

Q 3 エレベータに組み込まれる制御ソフトウェアの作成を依頼するのは「製造委託」となるか。

A エレベータのオペレートに関するソフトウェアは、それ自体エレベータ本体に組み込まれるものであるが、ソフトウェア自体は「情報成果物」に該当し、別途ハード製品に組込まれるものであってもソフトウェア自体の作成委託は「情報成果物作成委託」として、下請法の適用を受ける。

なお、ソフトウェアをハード製品に組み込む作業は「製造委託」として下請法の適用を受ける。

(二以上の内容の同時委託)

Q 4 ソフトウェアの取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うというような、情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合、下請事業者を画する資本金基準はどう判断すればよいのか。

A 「3億円又は1千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託並びに政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託）と「5千万円又は1千万円」の資本金基準を用いる取引（政令で定めるものを除く情報成果物作成委託及び役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがありえる。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となることになる。

(「データベース」の作成)

Q 5 データベースの作成委託は、下請法第2条第6項第1号の情報成果物（プログラム）作成委託、同第3号の情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託、下請法施行令（平成13年政令5号）第1条第2項第1号の役務提供（情報処理）委託のいずれに該当するか。

- A ① データベースの作成過程において、データの体系的構成、データ入力手法、データ検索手法、データ出力手法等の設計あるいは開発は、下請法第2条第6項第1号の情報成果物（プログラム）作成委託に該当する。
- ② データ入力画面、データ検索画面、ディスプレイ出力画面、印刷出力帳票等の設計は、下請法第2条第6項第3号の情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託に該当する。
- しかし、その設計内容を、データベースプログラムを用いて、ユーザが使用可能なアプリケーションとして完成させる作業は、下請法第2条第6項第1号の情報成果物（プログラム）作成委託に該当する。
- ③ 既に使用可能となっている画面等を用いてのデータの inputs は、情報成果物作成委託には該当せず、下請法施行令第1条第2項第3号の役務提供委託（情報処理）に該当する。
- したがって、「データベース作成」という表現は、通常の場合、①と②をまとめたいわゆる「開発」か、あるいは③のみのいわゆる「入力」か、いずれかに用いられるので、前者の場合は情報成果物（プログラム）作成委託、後者の場合は役務提供（情報処理）委託に該当する。

(サービス・作業の提供)

Q 6 自社の製造部門が工程管理に必要とする管理データをインプットするために、コンピュータへのデータパンチ作業、オペレーション作業を依頼することは、下請法の適用を受けるか。

- A 自社の工程管理に必要なデータの inputs 等を委託することは、自家利用する役務であるため、下請法の対象とはならない。

(工程内運搬)

Q 7 A 工場で製造した半製品を後加工のため、距離の離れた B 工場へ運搬することを外注に依頼しているが、この運搬は下請法の適用を受けるか。

A 運搬・運送は、自社が業として提供している場合に下請事業者へ再委託すると役務提供委託として下請法が適用されるのが原則であるが、例外的に、同一工場（敷地）内における製造工程の一環としての運搬・運送（工程内・工程間の仕掛品等の移動等）は製造委託に該当する。

本事例では、運搬の再委託ではなく、自ら使用する役務であり、また、同一工場内の工程間の運搬にも当たらず、役務提供及び製造委託のいずれにも該当せず、下請法の適用を受けない。

(検査業務)

Q 8 中間・完成品等の検査を、検査業務として専門的に請負させているが、下請法の適用を受けるか

A 検査業務が製造工程に場所的に含まれているか、分離しているかにかかわらず、製造工程の一部である中間検査・完成検査は、製造委託に該当する。

部品の受入検査についても、製造工程の一部に当たらないのであれば、製造委託に該当しない。

(梱包作業)

Q 9 製品の梱包作業及び半製品の梱包作業を、製造工程から分離した場所で構内外注に依頼している。梱包材料は先方持ちとしているが下請法の適用を受けるか。

A 完成品又は半製品の梱包は製造工程の一部とみなされ、製造委託に該当する。

ただし、完成品について運送のためだけにする梱包は製造工程の一部ではないので対象外である。製造工程からの距離や梱包材料が先方持ちか支給かは判断基準とはならない。

(洗浄作業・製造現場における清掃)

Q 1 0 製造工程における清掃・洗浄作業を外部に委託する場合は製造委託になるか。

A 部品・半製品・完成品の洗浄作業が製造工程の一部を構成する場合には、構内外注・構外の外注委託ともに製造委託に該当する。

一方、生産設備周辺のゴミや汚れの清掃や洗浄は、製造工程の一部ではないので、対象外である。

(建設工事)

Q 1 1 建設業法の対象となる建設工事を委託する場合、下請法は適用されないということだが、直接の工事作業以外、例えば建設工事に必要な建築物の図面の作成や内装の設計は、どのように判断すればよいか。

A 製造委託及び修理委託においては、「物品」すなわち動産のみを対象としているので、不動産に係る製造行為・修理行為は対象とならない。また、役務提供委託においては、法2条4項の「役務提供委託」の定義の中で、「建設業法第2条第2項に規定する建設業を営む者が業として請け負う建設工事（同条第1項に規定する建設工事を言う。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く」ことを明記しており、建設工事に係る下請取引には下請法は適用されない。

しかしながら、例えば建売住宅の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは情報成果物作成委託に該当し、下請法の適用を受ける。

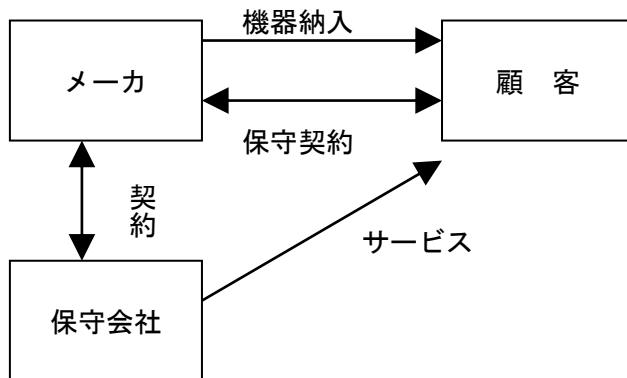
(修理、メンテナンス)

Q 1 2 販売したコンピュータ、計測器等の保証期間内の修理業務を修理業者に委託しているが下請法の適用を受けるか。

A 保証期間内のユーザに対して行う修理は、事業者が業として請け負う物品の修理に該当し、これを委託することは修理委託として下請法の適用を受ける。また、保証期間終了後の修理であってもこれを業として請け負って他の事業者へ再委託することは修理委託に該当する。

(定額保守サービス)

Q 1 3 販売したコンピュータ、計測器等の保守、メンテナンスを自社で行うとともに、外部の保守会社にその一部を再委託している。保守会社には定期点検及び簡単な修理（部品の交換等）を委託しているが、下請法の適用を受けるか。



A 当該事例のような対価の支払が定額の保守の委託は、部品の交換等を含めて役務提供委託に該当する。

(金型)

Q 1 4 A社ではプラスチック成型品を組み込んだ製品の生産を行っている。A社内のどの事業所にも金型製造部門は存在しない状況下で、A社として外注先C社にプラスチック成形用金型の設計製作と成形部品の注文を別々に実施した場合、金型の発注は下請法の適用を受けるか。

A 本事例のように半製品の製造を行うために使用する金型については、業としているかどうか、社内に製造能力があるかどうかを問わず、製造委託として下請法の適用対象となる。したがって、上記事例においては、金型も成形部品も共に製造委託の対象となる。

(自社内消費物品)

Q 1 5 自社で使用する事務用品例えば社名入りの伝票、事務用封筒、宣伝パンフレット等の印刷を外注する場合、あるいは雑貨品を納入させる場合は製造委託となるか。

A 自社内で利用又は消費する事務用品等について、規格品であって、汎用性が高く、広く一般に市販されているものの購入は、製造委託には該当しない。

しかし、規格品であっても、その一部でも自社向けの加工をさせたものや非規格品の購入の場合は、反復継続的に自社内で製造を行っていれば製造委託に該当する。

（自社設備修理用部品）

Q 1 6 自社の製造設備の修理に使用する部品を下請事業者から購入した場合、下請法の対象になるのか。

A 自社生産設備の修理であり、当該設備を自社で修理している場合で、かつ仕様を指定した部品の購入は下請法対象となるが、自社で修理していない場合や汎用品の購入は下請法対象にならない。

（店頭展示用モックアップ）

Q 1 7 代理店などの店頭に展示用として無償で提供する携帯電話等のモックアップ（模型）の作成を委託する場合には、製造委託に該当するか。

A モックアップを自社で反復継続的に製造していなければ、製造委託に該当しない。

（自社事務処理用ソフトウェアの開発）

Q 1 8 親事業者のA部門（社内のシステム部門）は自社で使用するソフトウェアの基本構想の設計や個々のシステム間の調整等を行っているが、具体的なソフトウェアの作成については他の事業者に委託している。また、B部門では社外のソフトウェアの受託開発を行っており、A部門が外部に作成委託するソフトウェアと同種のソフトウェア開発も行っている。この場合、A部門が下請事業者に委託するソフトウェア作成は下請法の対象となるのか。

A 「業として」行っているか否かの判断は法人単位で行われる。したがって、B部門における社外ソフトウェアの受託開発業務は、法人としてソフトウェアの作成を「業として」行っていると判断され、B部門で開発・作成するソフトウェアと同種のソフトウェアをA部門が他の事業者に委託する行為は下請法の対象となる。

(自社事務処理用ソフトウェアの開発：非同種)

Q 1 9 当社は会計ソフトの製造・販売を行っている事業者であるが、今回、社内人事部門で使用する就業管理ソフトの開発を外注することになった。この場合、就業管理ソフトの外注行為は下請法の対象となるのか。

A 社内にソフトウェア開発部門があっても、実際に作成を委託するソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合は「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている」とは判断されないため、下請法の対象とはならない。

(社内文書の翻訳)

Q 2 0 簡単な社内文書の英訳を通常は社内で行っているが、稀に社内文書でも専門的な内容のものや高度な知識を要するものは社外に委託することがある。下請取引に該当するか。

A 翻訳の委託は、情報成果物の作成委託に該当するが、本事例の場合において専門的な内容のものや高度な知識を要する社内文書の翻訳を反復継続性して行っていないのであれば、下請法の適用を受けない。

(自社が排出した産業廃棄物の処理)

Q 2 1 産業廃棄物処理は、下請法の対象取引となるのか。

A 自己が排出した産業廃棄物の処理は、自ら用いる役務であり、下請法の対象とはならない。売却又は原材料部品等への再利用のために再生・加工などを委託すれば、製造委託であり、下請法の適用を受ける。

(外部認証の受査)

Q 2 2 安全規格の取得に当たり、外部の認可が必要であるため、民間の試験所に試験を委託した場合、下請法の適用を受けるか。

A 自社の安全規格の取得のために行われる製品の評価試験は、自ら用いる役務であるので、役務提供委託には該当しない。

第2節 取引の経由ルート

(商社経由取引)

Q 2 3

- ① 取引先である大手メーカー（資本金4億円）より、営業本部を分離独立させて設立した商社（当該メーカー100%出資、資本金1千万円）と取引してほしいと言われたが、この商社を経由した取引は下請法の適用を受けるか。
- ② 大手メーカーが、資本関係のまったくない独立系の中小商社（資本金1千万円）を指定した場合、その商社を経由した取引は下請法の適用を受けるか。

A ①、②いずれのケースについても、大手メーカーが商社を取引窓口として指定した場合であり、形式的な介在にすぎないのであれば、大手メーカーとの取引が下請法の対象となるかを判断することになり、資本金区分に該当しなければ取引としては下請法の対象外である。しかし、商社が製造委託等の内容（製品仕様、下請代金の額の決定等）に関与している場合には、大手メーカーが商社に対して製造委託等をしていることとなり、資本金区分を満たすため、当該取引において商社が下請事業者となり、下請法の適用を受ける。また、商社と外注取引先の間で資本金区分を満たす場合には、当該取引において商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となるが、本件は商社が資本金1千万円であるため、資本金区分を満たさず、下請法の適用を受けない。

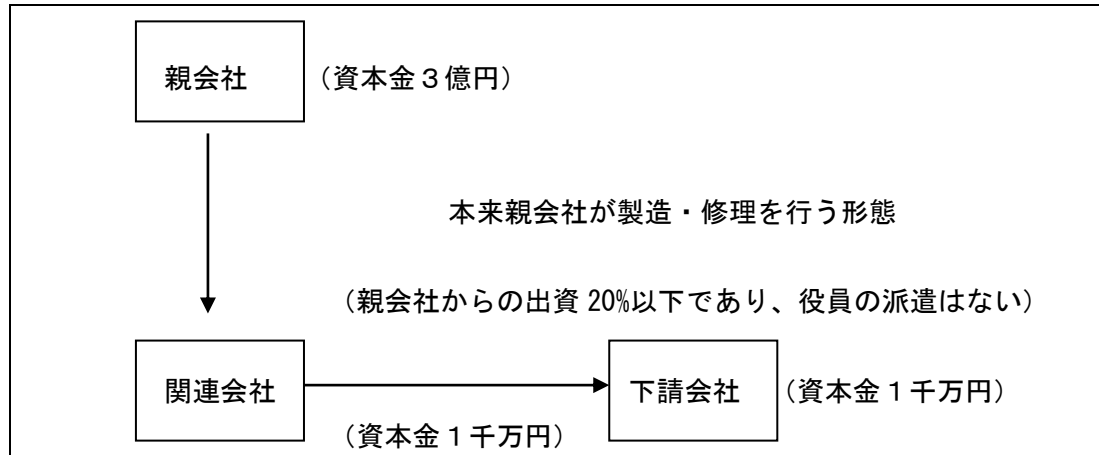
(トンネル会社)

Q 2 4 資本金3億円超の企業Aが、資本金3千万円の100%出資子会社のメーカーB社に製造委託し、B社は、A社からの製造委託の金額の80%を資本金3千万円のメーカーC社に再委託している。この場合、どことどこが下請取引となるのか。

A B社は、A社からの製造委託の金額又は量の50%以上をC社に再委託しており、B社がA社のトンネル会社とみなされる。そのため、B社が親事業者となり、C社が下請事業者となる。なお、A社とB社の間も下請取引となるが、親子企業間の取引となるため、運用上問題としていない。

(トンネル会社：「経営を支配する子会社」の意義)

Q 2 5 資本金 3 億円超の親会社が、資本金 1 千万円の関連会社（出資は 20%以下）に製造・修理委託し、当該関連会社はこれを資本金 1 千万円の下請会社に再委託している。この場合、下請法が適用されるか。



A 親会社が子会社の経営支配権又は役員(過半数以上)の派遣等を行い、実質経営支配権をもって運営している関連会社はトンネル会社とみなされて下請法の適用を受ける。トンネル会社であるか否かは、単に資本出資比率のみをもって判定されるものではなく、次の要件(1)と(2)を同時に満たせばトンネル会社として、関連会社は親事業者とみなされる。

(1) 親会社による支配関係がある (以下の①、②、③のいずれかに該当する)

- ① 関連会社の議決権の 50%以上を保有している
- ② 関連会社の過半数の常勤役員が親事業者の関係者である
- ③ 関連会社に対して実質的に役員任免を支配している

(2) 関連会社が親事業者から受けた仕事の 50%(額または量)以上を再委託している
(一定期間内における取引合計の比率でなく、案件ベースでの比率により判定)

よって、上記問いのケースにおいては、親会社からの出資比率が 20%以下であり、役員の派遣関係もないため、この関連会社はトンネル会社とはみなされず、関連会社と再委託先との取引には下請法は適用されないが、親会社と関連会社との取引が下請法の適用を受ける。

(大企業の子会社との取引)

Q 2 6 独占的な技術(特許権、半導体回路配置利用権等)を有する外国の大手企業の子会社 A 社(日本法人/資本金 3 億円以下)に対して、資本金 3 億円超の大企業 B 社が製造委託を行った。この場合 B 社は A 社に対して技術的には優越的な地位にはないと考えられるが、このような場合でも、下請法は適用されるか。

A 下請法は資本金区分により適用しているものであることから下請法の適用を受ける。

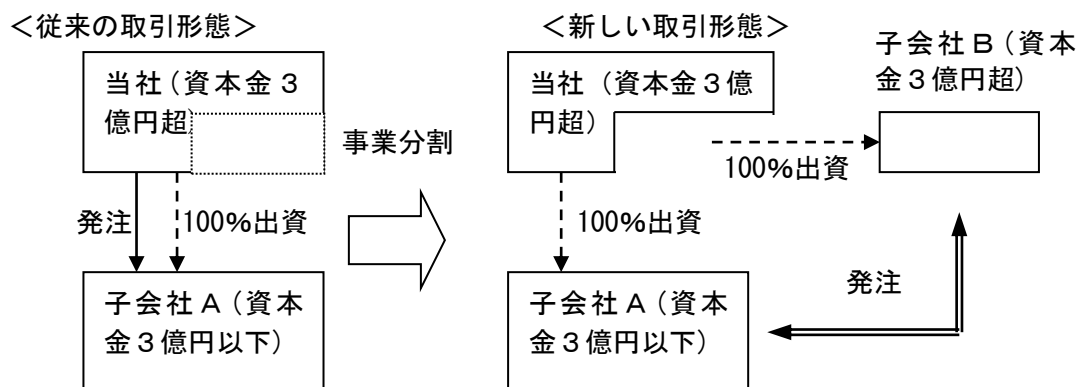
(大企業の会社分割によりできた子会社への委託)

Q 2 7 資本金 3 億円超の大手メーカ A 社から部品(製造委託)を購入していたところ、A 社が商法上の会社分割により、当該事業を資本金 3 億円以下の 100%出資の子会社 B 社に移管した。このような事業再編の結果であっても、当社(資本金 3 億円超)と B 社間の取引は下請取引に該当すると判断され、下請法が適用されるのか。

A 大手メーカ A 社による会社分割によって 100%出資子会社 B 社(資本金 3 億円以下)が生じた場合であっても、B 社との取引が製造委託等に該当する場合は下請法が適用される。

(子会社間の取引)

Q 2 8 当社は 100%出資子会社 A 社に対して部品の製造を委託しているが、当社事業の一部を分割して新しい取引形態になることとなった。
事業分割によりできた当社の 100%出資子会社 B 社が、子会社 A 社に対して部品の製造を委託する場合は下請法の適用を受けるか。



A 同一の親会社が、いずれも議決権の 50%超を所有している子会社間同士の取引については、実質的に同一会社内での取引であると見られ、運用上問題として取り上げられない。

(自社消費物品に関する子会社の製造実績)

Q 2 9 A社は資本金 100 億円の家電メーカーであり、鉛筆メーカーB社はA社の100%出資子会社である。A社が創立 100 年記念として特約店、従業員他に無償配布する鉛筆（非売品）を 10 万本作成するに当たり、B社が大規模案件を抱えており納期遵守が困難で、資本関係のない文房具メーカーC社に注文することとした。この場合、製造委託となるか。

A A社とB社とは別法人であり、A社がC社に自家使用物品である鉛筆の製造を外注する業務について下請法が適用されるかどうかの判断は、B社が業として鉛筆を製造していることに影響されない。

本事例ではA社は自社で業として鉛筆を製造していないので、製造委託には該当しない。

(大企業の保守修理サービス子会社への委託)

Q 3 0 当社(資本金 5 億円)は、社内で使用する生産設備(当社が仕様を指示したもの)を、資本金 5 億円の製造業者 A 社から直接購入している。その設備の修理については、当社としては製造業者 A 社に直接委託をしたいのだが、メーカー側の意向により資本金 1 億円のメーカーの子会社 B 社に委託することとなった。明らかにメーカー A 社の意向による場合でも、当社からメーカー子会社への修理の委託は、下請法対象となるのか。

A 当該生産設備について、社内でも反復継続的に行っている修理を、下請事業者であるメーカーの子会社 B 社（資本金 1 億円）に委託する場合、修理委託となり下請法の対象となる。

しかし、社内での修理を行っていない場合は、修理委託とはならない。

第2章 下請法が定める規制事項

下請法の目的は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図ることにある。そのために、まず、親事業者に対し、発注に際し、発注内容を明確に記載した「書面の交付義務」、さらにその取引経緯を後日、トレースすることが可能なように「取引記録の作成と保存義務」を規定している。（「手続規定」と言われる。）次いで、「下請代金の減額」等、親事業者が取引上優越した立場を利用して、下請事業者に不当に不利益を与える行為を禁止している（「実体規定」と言われる。）。具体的には、「4つの義務」と「11の禁止行為類型」が定められている。

第1節 「契約内容」の明示と書面化

取引条件の明確化と、（後日、記録としてトレースできるようにすることによって）一方的な契約条件が押し付けられないようにするために、親事業者が契約内容・条件として発注書面に記載すべき事項が下請法第3条の書面の記載事項等に関する規則において定められている。発注内容、下請代金額及び引き渡し場所等の受入条件はもちろんのこと、支払条件、有償支給材の扱い、知的財産権の利用範囲を明確にしなければならない。

また、この発注の記録に加えて、実際に行われた納品、検査、返品、返却・再納入、やり直し、支払についても記録を残しておかなければならない。詳細は、下請法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則において定められている。

IT化に対応して、電磁的方法による書面交付、記録作成保存も可能である。

なお、下請法第3条に定める「書面交付義務」の内容ではないが、製造委託において金型を用いて成形することを予定し、そのために親事業者が保有する金型等を預託する場合は、その生産計画、預託の条件に関してあらかじめ取り決めておくことが望まれる。振興基準では次のように述べている。

〔振興基準〕

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

6) 契約条件の明確化と書面交付

親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、型や治具等の費用支払や運送費、保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引）（1）親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、生産に着手するまでに双方が合意するよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにするものとする。そのため、あらかじめ、協議方法を作成・整備し、下請業者に共有するものとする。

① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）

- ② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
- ③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
- ④ 再度型を製造する必要がある場合の費用負担
- ⑤ 試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担

第 1 項 発注書面の交付：書面の交付義務（下請法第 3 条）

（書面交付義務）

Q 3 1 長年の慣行で、下請法第 3 条に基づき交付が義務付けられている書面（以下「3 条書面」という。）なしに電話で注文しているが、問題ないか。

A 電話のみによる注文は、長年の慣行であっても 3 条書面の交付義務違反となる。なお、緊急やむを得ない場合でも「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これによりご確認ください」という趣旨を電話の中で伝え、電話後直ちに 3 条書面を交付しなければならないことは言うまでもない。

（3 条書面の交付時期）

Q 3 2 電話で注文をして、後日、3 条書面を交付する方法は問題ないか。

A 電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。この場合、直ちに 3 条書面を交付しなければならないことは言うまでもない。

（FAX による注文書交付）

Q 3 3 FAX で注文書を交付することは認められるか。

A 受信と同時に書面に出力される FAX へ送信する方法は、注文書の交付と認められる。

(価格未決を理由とする口頭発注)

Q 3 4 継続的に発注している部品について価格見直し期間中に製造等を委託する場合には、価格が決まっていないことから電話等による口頭で発注することになっているが、このやり方は問題ないか。

A 下請事業者へ製造等を委託する際には、下請法第3条等で定められた事項をすべて記載した発注書面を交付することが義務付けられており、価格交渉中であることを理由に、下請代金を記載せずに発注書面を交付することや本事例のように、発注書面を交付せずに電話等で口頭発注することは認められず、下請法違反に該当する。

(「生産情報」・「フォーキャスト」)

Q 3 5 以下のような生産計画の提示は、下請事業者に対する注文とみなされるか。
(1) 年に1～2回開催する生産動向説明会等で親事業者の生産動向を説明する場合
(2) 親事業者の生産計画を提示する場合
(3) 参考情報として、発注予定数量を提示する場合

A

- (1) このような生産動向の説明は、それが直接、下請事業者の製造に結びつかないと考えられるので、注文とはみなされない。
- (2) 製造リードタイムから考えて下請事業者の部材手配及び製造着手につながる場合、親事業者の生産計画の提示であっても事実上の発注とみなされる。
- (3) 上記(2)に同じ。

なお、事実上の発注とみなされる場合は、「参考情報」等の表示があったとしても単なる情報としては取り扱われない。

(納期指示帳票による注文)

Q 3 6 同一の下請事業者への発注が多品種にわたるため、複数の品種と納期を一覧表(例えば、月間納入予定表)にまとめて一括して注文してよいか。

A 月間納入予定表あるいはこれと併用で交付されている書面に、下請法第3条の書面の記載事項等に関する規則で記載すべきとされている事項のすべてが含まれていれば問題はない。

(事前交付文書と納期数量指示帳票の組合せによる注文)

Q 3 7 製造工程の一部の構内作業を委託している場合の発注書面の交付について、支払方法、下請代金の計算式等あらかじめ合意できる事項を事前に書面で交付し、数量と納期は別途生産日程表を交付することとしてよい。

A 下請法上は、事前の書面と生産日程表を総合して、記載すべき事項をすべて含んでいれば発注書面の交付と認められる。ただし、それら書面間の関連付けの文言を記載しなければならない。

(3条書面の記載項目：下請代金額)

Q 3 8 発注時には単価を記載していない注文書を交付しているが問題ないか。

A 下請事業者に対し製造委託等をした場合には、下請法第3条等で定められた下請代金(単価・金額、消費税等金額を含む)その他の事項をすべて記載した発注書面を交付することが義務付けられており、その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金を記載せずに発注書面を交付することは認められず、下請法違反に該当する。

(3条書面の記載項目：下請代金額：概算単価)

Q 3 9

- ① 試作品であらかじめ単価が決められない場合、概算単価で発注をしてよい。
- ② 概算単価を10,000円に決めておき、後で11,000円と定めた場合、正式単価11,000円による注文書の再発行は必要か。

A

- ① 単価を決められないことについて正当な理由がある場合には単価を記載せずに当初書面を交付することが認められている。この場合、正式な単価でないことを明示した上で概算単価を記載したり、「0円」と表記すること等についても同様に認められる。ただし、下請代金の額等が定められない理由及びそれを定めることとなる予定期日を当初書面に記載し、単価確定後には、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。
- ② 概算単価を記載した注文書が当初書面となり、正式単価が確定した後は、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。

（３条書面の記載項目：下請代金額：価格交渉遅延）

Q 4 0 製造リードタイムを考えると注文書を出さなければならないが、価格交渉の遅延により、発注の時点では下請代金の額を決定できない。近日中に単価を決められる見込みであるが、「納期までに単価を決めて通知する」と注文書に記載し、単価を記載しないことは認められるか。

A 本事例においては、下請代金の額が決定できないのは、価格交渉の遅延のためであり、下請代金の額が決められない正当な理由には当たらない。したがって、下請代金の額を記載しない当初書面による発注は認められない。

仮に、下請代金の額が決められない正当な理由がある場合であっても、下請代金の額の決定予定時期を一律又は自動的に「納期日」とすることは認められない。

（補充書面の交付）

Q 4 1 当社は前例のない試作品の製造委託において、発注日までに下請代金の額を定めることができなかったため、下請代金の額はblankとし、正当な理由とその決定予定期日を記載して発注した。しかし、下請事業者が注文品の製作に掛かった費用の計算を怠り、下請代金の額を決定できなかったため、納期までに補充書面を交付できなかったが、この場合も下請法上、問題があるか。

A 発注時点で「当初書面」を交付した場合、親事業者には納期日までに「補充書面」を交付する義務があり、補充書面の交付が行われないと「発注書面の交付義務」の違反に該当する。

(3条書面の記載項目：下請代金額：算定方法を採る理由)

Q 4 2 算定方法が認められる「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」とはどのような場合か。

A 「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情」とは、下請代金の額として正式単価を具体的な金額で記載することが困難な場合であり、具体的な金額で記載することができる場合には算定方法による記載は認められない。

「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」とは、例えば、次のような場合である。

- ① 原材料費等が外的な要因により変動する場合
- ② プログラム作成に従事した技術者の水準によってあらかじめ定められている時間単価等に応じて支払われる場合
- ③ 一定期間における役務の種類及び量に応じて支払われる場合（ただし、単価があらかじめ定められている場合に限る）
- ④ 給付に関連して発生する費用（交通費、通信費等）を実費で精算する場合

(ペーパーレス発注)

Q 4 3 下請事業者からペーパーレス受発注をやめたいという申し出があったとき、ペーパーレス受発注を継続するよう強く要求することは、下請法上問題となるか。

A 「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」では、電子受発注に下請事業者が承諾していることが要求されている。

したがって、下請事業者が電子受発注をやめる旨の意思を表示した場合に、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなどペーパーレス受発注の継続を余儀なくさせることは下請法上問題となるおそれがある。

(E D Iにおける算定式の表示方法)

Q 4 4 下請事業者とE D I取引している場合に、システムの電子データ上の単価・金額欄に、算定方式が記載できないが、どうすればよいか。

A E D I取引を実施している場合においては、「算定式」を事前に合意し、別途書面（又は電子ファイル）により通知し、E D Iの電子データ上は、単価区分の記号等を用い、算定式を記載した書面を別途交付している旨明示しておけば問題ない。

(電子計算機のダウンに伴う書面の発行)

Q 4 5 電子発注を行っていたところ、下請事業者の電子計算機がダウンした。その時に親事業者は注文書を書面で発行しなければ、書面交付義務違反となるか。また、その時の費用は。

A 本事例の場合、下請事業者からの書面交付の要請の有無を問わず、書面で注文書を発行しなければ書面交付義務違反に当たる。

なお、書面の発行に伴う費用は親事業者の負担となる。

(機密保持のための発注仕様書の返却要請)

Q 4 6 よく発注仕様書等に、注文品の納入時点で、発注仕様書・図面等の貸与情報を返却せよと記載しているが、問題ないか。

A 下請法第3条の趣旨は、後日の契約条件をめぐるトラブルを未然に防止することであり、契約条件のうち記載すべき項目を定め、それを書面に記載して交付することを義務付けているものである。3条書面の一部をなす給付内容を特定するものを納品時点で引き上げることは、後日のトラブルの発生を招きかねず下請事業者にとって不利な状態を招くため、下請法違反にもなり得る。仕様書等を返却させるのは、秘密保持が目的と思われるが、秘密保持に係る事項は、基本契約書等に記載して保全すべきものである。

第2項 取引記録の作成と保存：書類の作成・保存義務（下請法第5条）

(記録の作成・保存の方法)

Q 4 7 5条規則に定められた記録の作成・保存はどのようにすればよい。

A 記録の作成・保存については、5条規則に作成・保存すべきこととされている事項が記載されており、それらが複数の書類にまたがっていたとしても下請事業者別に系統的に把握できるようになっていれば問題ない。

注文書については、注文書に記載されている事項が記録されていれば、注文書の控えであるか一覧表の形式であるか、様式は問わない。

また、「支払方法等について」の書面の保存については、下請事業者に交付した書面の写しをそのまま保存するか、定型書式と送付先リスト（発信日を明記）を保存する。その他の書類は、原本又は控えをそれぞれ保存すればよい。

(記録作成保存すべき項目)

Q 4 8 下請法第5条に関して、作成、保存すべき書類を例示してほしい。

A 書面に記載(又は電磁的に)して保存しなければならない具体的な項目は、16項目ある。

保存すべき書類を大別すると、以下の9つである。

- (1) 取引の開始
 - ① 支払方法等について(控)
 - ② 一括決済に関する契約書
 - ③ 電磁的発注に関する下請事業者からの承諾書
 - ④ 一括決済方式で支払う場合の債権譲渡承諾書
- (2) 仕様の提示 購入仕様書、図面等(控)
- (3) 価格の決定 ボリュームディスカウントに基づく割戻金に関する合意書面
- (4) 発注
 - ① 注文書(控)又は契約書(当初書面及び補充書面を含む、下請代金の額を算定方式とした場合には算定方式を記載した書面)
 - ② 下請代金の額を算定方式とした場合には算定方式に基づき確定した金額を通知する書面
- (5) 部品支給
有償支給に関する書類
- (6) 納品
 - ① 納品書・作業報告書
 - ② 下請事業者からの納期延期申請書
- (7) 受入検査
 - ① 検査票、不良通知書、不具合連絡票、特別採用通知書等(控)
 - ② 受入検査基準書
 - ③ 検査委任契約書
 - ④ 瑕疵担保に関する取決め(親事業者とその顧客との取決めを含む。)
- (8) 検収
買掛金計上通知書(控)
- (9) 支払
 - ① 支払通知書、手形発行明細書(控)
 - ② 下請代金の増減額と理由を記載した書類

第3章 契約条件

第1節 「納得のいく」価格：買いたたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）

下請取引においては、親事業者が取引上有利な立場を利用して、一方的に下請代金の額を定める可能性がある。

下請代金の決定に際し、親事業者が発注した内容に通常支払われる対価に比べ、著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」に該当することから、運用基準、振興基準では、次のように述べている。

[運用基準]

5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めること。

イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

ク 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

ケ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

[振興基準]

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

(2) 親事業者と下請事業者双方が協力して、継続的な競争力を確保するため、現場の生産性改善などに取り組む原価低減活動を行う場合、当該活動後の取引対価は、その原価低減の効果に係る双方の寄与度に応じて、合理的に設定されなければならない。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

- ① コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価への反映を押し付けること。
- ② 下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

(3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）に記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。

(4) 親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められることがないようにする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

- ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。
- ② 目標数値のみを提示しての原価低減要請、見積もりや提案要請をすること。
- ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること。

(5) 親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

(6) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価、当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

(7) 第1号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

(8) 取引対価の協議の記録については、両事業者において保存するものとする。

親事業者は、下請給付を行うのに必要な原材料費・副資材費用、光熱エネルギー等の費用、適正な賃金を反映した人件費、設備道具費用、管理諸費用（例えば、環境対策費用、情報セキュリティ管理費用。）を、その時々のもつ物価水準・為替変動に基づいて適切に評価することが必要であり、また、業界全体のグローバル競争力を維持拡大し、価値の協創を図るため、次の内容に留意した活動を行わなければならない。

・製品の品質を維持・保証することに問題のない範囲で、必要な品質・機能を有する材料の利用を検討する。

- ・加工性、歩留り向上等生産性の向上に努める。
- ・必要とする機能、保有すべき品質について、親事業者はパートナーの提言に積極的に耳を傾け、共同で検討を行うなどした上で決定する。
- ・上記各項目についてのパートナーと親事業者の貢献度合いを適正に評価し、反映する。
- ・材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する。
- ・上記各項目に加え、注文ごと、納品回ごと又は生産回ごとの取引内容（一回の数量、納期の緩急他。）を反映しながら十分に協議し、「お互いに納得づく」で価格を決定すべきである。

具体的な、価格決定の行動としては、下請事業者と次の項目について、その内容を明らかにして、また、明らかにしてもらった上で、「十分な協議をする」ことが必要である。（もちろん変動のない項目については、適宜確認すればよい。）

- ①前値又は類似案件価格及びそれらの発注仕様・数量等の発注内容
- ②親事業者の同種の事業者における価格状況（正当な情報活動で入手できる範囲。）
- ③下請事業者の同種の事業者の見積又は申出価格との比較状況（必要に応じ、内容の比較も行う。） この場合の「同種の事業者」は、親事業者が「メーカ認定」又は「製品認定」「部品認定」を完了している事業者に限る。
- ④値上がり若しくは値下げ又は増加若しくは減少があった要素項目（例えば、ステンレス材、樹脂等原材料の銘柄／グレード又は部品名等、エネルギー費用、労務費等）とその変動の内容及び製造コストに占める割合
- ⑤④のうち、材質や寸法の変更があった場合は、その内容
- ⑥有償支給／代理購買を行わない理由、又は下請事業者が利用しない理由
- ⑦生産性の前回又は類似品からの向上度合い（歩留等）
- ⑧数量メリットの増減
- ⑨上記のうち、VA、VE等の改善や、生産性向上に関するアイデア発案、実現のための過程における協力内容と、それらの親事業者／下請事業者の貢献割合
- ⑩補給品の場合は、金型の保管・保守費用折込みの内容
- ⑪上記を勘案した下請事業者が受けるべきメリット
- ⑫特別な事情により、特別な価格協力を求める場合は、その理由（当然、正当な事由に限る。）
- ⑬手形で支払う場合の割引料等

上記の協議が合意に達した場合は、上記各項目について、両者の主張、最終合意結果及びその経緯について記録を作成保存することが望ましい。

なお、上記⑫において特別な協力を受けて、その後、特別な事情が解消した場合は、直ちに下請代金額を元のレベルに戻す等、適切な対応をしなければならない。また、⑤により反映させた原材料費、光熱費用等の高騰、為替変動が逆転し、水準が下降した場合は、上記の場合と同じく、コストへのその影響度を勘案し、下請事業者と十分に協議して新たな下請代金額を決定すべきである。

価格決定のあり方については、第2部ベストプラクティスの事例3、事例4及び事例5において詳細に説明している。

(一律値引き)

Q 4 9 当社は取引している下請事業者も多く、製造委託をしている品目が数千点もあり、各下請事業者と個別に品目ごとに単価改定交渉を行うことは事務処理上も大変なため、単価改定に際しては一律に従前単価の〇〇%引きという方式を取っているが、買ったときに該当するか。

A 単価改定に際し、一律に従前単価の〇〇%引きというやり方は、買ったときとなるおそれがあるので改める必要がある。

(「通常支払われる対価」)

Q 5 0 下請代金の決定に際しては、通常支払われる対価に比べて著しく低い代金とならないよう注意するべきであるが、この「通常支払われる対価」をどのように解釈したらよいか。

A 「通常支払われる対価」とは、以下の場合を言う。

- (1) 同種又は類似のものについて実際に行われている取引価格（即ち、市価のこと）
- (2) 市価の把握が困難なものは、それと同種又は類似のものの従来からの取引価格

(出精値引き)

Q 5 1 下請事業者から入手した見積書に「出精値引き 〇〇円」という記載があった。買ったとき又は減額になるのか？

A 下請代金の提示としての下請事業者が提出してきた見積書に下請事業者の意思として「出精値引き」が記載されていたのであれば、それが下請事業者の意思であり、問題はない。ただし、一旦注文書を交付した後で、「出精値引」の見積書が再提出され、値引き又は減額を行う場合は、減額に該当する。「出精値引」が下請事業者の真意であったとしても、注文書交付後の値引きは、減額に当たる。

(指値)

Q 5 2 指値で下請事業者に注文を出すと、買ったときに該当するか。

A 親事業者が一方的に自己の予算単価により通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方納得のいく額とすることが肝要である。

(指値)

Q 5 3 製品単価の決定に当たり、当社（下請事業者）の提出した見積書は無視されて、親事業者の言い値で発注されてしまうが、問題ないか。

A 一方的に親事業者が指定する単価により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

(見積時からの状況変化による価格の見直し)

Q 5 4 見積りにおける納入見込み数が発注時に大幅に減少したにもかかわらず、親事業者が一方的に従来通りの製品単価で据え置いてきたが、問題ないか。

A 見積りにおける納入見込み数が発注時に大幅に減少するなど、製品単価が変動する状況が発生した場合、親事業者・下請事業者が十分に協議を行わず一方的に製品単価を据え置くことは、買ったときに該当するおそれがある。

(予約・内示の予定数量に満たない数量での生産中止)

Q 5 5 市場環境の変化に伴う生産計画の変更等により、予約・内示の予定数量に満たない数量で発注を中断せざるをえなくなった場合、当社としては当初の製品単価のまま発注したいが、問題ないか。

A 下請事業者が生産準備に必要とした費用には設備投資に掛かるコスト、原材料調達コスト、資金調達コスト等が含まれる。予約・内示が発注とみなされる場合、これらを踏まえた十分な協議が行われることなく予約・内示の製品単価のまま据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがある。さらに、実際に発注を中断した場合、発注内容の変更に伴い下請事業者が要した費用を全額負担しないのであれば不当な給付内容の変更に、下請事業者の責めに帰すべき理由がない代金の減額は下請法上の減額に該当するおそれがある。

(エネルギーコスト（燃料費・電気料金）、原材料価格等の値上がり)

Q 5 6 当社（下請事業者）は、エネルギーコスト（燃料費・電力料金）や原材料価格の上昇を企業努力で吸収できず、それらの上昇分を単価に反映させたいと親事業者に求めたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来通りの単価で据え置いてきたが、問題ないか。

A 親事業者が、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの経営環境を前提とした単価で据え置いた場合は、買いたたきに該当するおそれがある。エネルギーコスト（燃料費・電力料金）や原材料価格の上昇が企業努力で吸収できる範囲を超えたため、その上昇分を単価に反映させたい旨を下請事業者が親事業者に求めたにもかかわらず、親事業者が「自らの納入先が転嫁を認めない」、「前例がない」、「他社からはそのような相談がない」、「一社を認めると他も認めなければならない」又は「定期コストダウンと相殺する」ことを理由として、下請事業者の求めを十分に勘案することなく価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがある。

（短納期発注に伴うコスト）

Q 5 7 当初の見積りで納期を発注日の2週間後としていたものの、急遽客先の要求により納入計画が変更となったため、下請事業者に発注日から1週間後に納入するように申し入れた。当社としては当初の下請単価のまま発注したいが、問題ないか。

A 本事例のように、納期を短縮し、これによって増加する費用（残業代や作業員の増員等）が発生する場合、下請事業者と協議することなく、下請代金を一方的に当初の単価に据え置くことにより、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金で発注することは、買ったたきに該当する。

（多頻度小口納入に伴うコスト）

Q 5 8 当社は、従来、週1回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、小口配送により配送頻度が大幅に増加し、運送費等の費用がかさむため、従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとして見積書を再度提出してきた。当社としては、単価据え置きで交渉したいが問題ないか。

A 納入方法を一方的に変更し、これによって下請事業者の費用が増加するにもかかわらず、親事業者が下請事業者と十分協議することなく、一方的に従来の単価で下請代金の額を定めた場合は、買ったたきに該当するおそれがある。

（補給品（保守用部品・補修用部品・サービスパーツ等）の生産コスト）

Q 5 9 下請事業者は、量産打ち切り後に発注数量が少なくなった補給品（保守用部品・補修用部品・サービスパーツ等）について、生産コストが量産品を大きく上回る状況となったことを理由として、単価の値上げを要請してきた。当社としては、従来通りの量産を前提とした単価で据え置きたいが問題ないか。

A 親事業者が、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの量産を前提とした単価で据え置いた場合は、買ったたきに該当するおそれがある。その都度の発注数量、納入条件を基に、その時々原材料費、エネルギー費用、設備等の減価償却費の割掛け、労務費用等に依拠して、下請事業者と協議の上で定めることが必要である。[運用基準 第4 5 買ったたき (2) ウ]

(対価の決定の方法の改善)

Q60 銅板から削り出した部品を下請事業者A社(図番 123456)とB社(図番 555666)に外注している。(この二つは、縦方向形状が若干異なるが、機能・品質基準は同一。) いずれの図番も全体コストのうち銅材料が40%を占め、加工費が30%(そのうち人件費相当分はその半分。)である。図番 123456 について、A社から銅ベース 10%アップ、賃金引上げ 10%を負担して欲しい旨の申し入れがあった。

B社からは、図番 555666 について、支給銅地金(過去からの平価法により、市中価格より 5%安価= $1.00 \times 1.1 \times 0.95$)に切り替える、賃金引上げ 10%、板取改善ができたから銅材料購入絶対額が減少した(残材売却益控除後の材料使用量としては、15%減。)、したがって、従来単価の 97.03(指数)で製作できるが、自社の努力分として支給銅単価差額のうち半分、板取改善効果の 8 割として計 5.95%を還元した、従来対比 103%の価格として欲しい旨の申し入れがあった。

そこで、B社に図番 123456 の見積もりも依頼したところ、A社の従来単価 100 に対し 103 の見積もりであった。

図番 123456 をB社に切り替えた場合、何か問題があるか？

※ B社は、銅圧延メーカーと協議し、従来の(横幅)定尺に替え、圧延耳付きのまま購入するようにして、従来横方向3ヶしか取れなかったところ4ヶ取れるように改善した。この際、端のミミの部分の板厚精度については、当社が評価し使用可能と判定した。

	銅版	加工費	(内賃金)	その他	計	努力還元
図番 123456						
従来	40	30	(15)	30	100	
A社要求	44	31.5	(16.5)	30	105.5	
B社見積	35.53	31.5	(16.5)	30	97.03	+5.95 =102.98
図番 555666						
従来	40	30	(15)	30	100	
B社要求	35.53	31.5	(16.5)	30	97.03	+5.95 =102.98

※ 支給地金利用メリット $40 \times 1.1 \times 0.05 \times 0.85 = 1.87 \rightarrow 0.935$
 板取改善メリット $40 \times 1.1 \times 0.95 \times 0.15 = 6.27 \rightarrow 5.016$ 合計 5.951

A 合理的な改善の結果が反映されたコスト計算に基き、且つ改善提案に対して親事業者は自社支給銅の支給協力、技術的な評価に参画しており、その成果分配も妥当である。したがって、A社見積もりに対比して、同種品の実績から見て要求品質上の違いもなく、安価なB社が採用されるのは当然である。下請事業者も当然に自由主義経済の競争政策下にあるのであり、B社の努力を尊重するためにも、B社採用には問題はない。

ただし、この取引先切替により、A社がそれまでの委託業務の多くを失うことになるような場合には、A社に改善努力の機会を与える、切替までの余裕をとる等、影響を緩和する時間を取ることが望ましい。

第2節 支払条件：下請代金の支払期日を定める義務（下請法第2条の2）

（支払制度）

Q 6 1 前月の21日から当月の20日までの納品分を当月20日で締切り、支払期日を翌月末日とする場合、支払期日の定め方として問題があるか。

A 実際の納入日が毎月21日から月末となるものは、この支払制度では翌々月末日に支払われ、受領日から60日を超える日を支払日と定めたことになり、受領日から60日以内に支払期日を定める義務に違反する。

第4章 契約の誠実な履行

第1節 仕様・検査方法の変更：返品禁止（下請法第4条第1項第4号）

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

一旦合意した注文について諸般の事情から、契約内容を変更しなければならないこともある。当初の仕様を固守して世の中に役立たないものを作るのは社会的損失であり、また環境保全の観点からも問題がある（資源・エネルギー等の無駄使いであり、また産業廃棄物を増加させる。）。

下請取引において、親事業者が下請事業者に対して、仕様の変更又はやり直しを依頼する際、下請事業者の責めに帰すべき理由（例：下請事業者の要請により仕様を変更する場合等）がない場合に、仕様の変更又はやり直しのために下請事業者が必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合は下請法上問題はない。

（検査方法の変更）

Q62 発注後、事情により（合格判断を厳格化するため）、親事業者側の受入検査時の外観検査方法を「目視」から「光学顕微鏡」に変更した結果、従来目視検査では判別できなかった傷等が判明した。この新たな検査方法で不合格とした物品を、下請事業者へ、「無償でのやり直し」の指示や返品を行うことはできるか。

A 受入検査は、契約の趣旨に従った製品か否かを判断するものである。その検査基準（方法を含む）は、購入仕様の一部であり、下請代金の決定の前提として発注前に、契約当事者間の合意により決定されていなければならない。

事前に合意していた検査基準を、親事業者が一方的に厳しく変更し、下請事業者の給付が注文内容と異なるとして、下請事業者に、「無償でのやり直し」や「返品」を求める場合は、「不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止」や、「返品禁止」に違反するおそれがある。

(金型の検収前の改造指示)

Q 6 3 A パーツについて、部品図の支給による金型製作の委託を受け、試打品を納入したが、組合わせとなるBパーツとの嵌合テストの結果、組合わせがうまく行かず、当方のAパーツの方が修正し易いとして、この金型の修正を要求された。当社としては、部品図の指定寸法通りの試打品を納入したつもりである。

また、同時に部品図の差替えがあり、改造を依頼された。(嵌合部分は、改造対象ではない。)

委託した親事業者は、修正及び改造後に検収・支払するとして、当初の支払期日に払ってもらえなかった。このような親事業者の対応は、問題ないか。

A 上記の対応には問題がある。親事業者は、次のように対応しなければならない。

嵌合テストがうまくいかなかったとしても、支給された部品図通りにパーツができているのであれば、その金型が不良であるとは判定できず、当初の試打品受領に基づいて親事業者は支払を行わなければならない。また、Aパーツ側に不良原因がないのにもかかわらずその修正を要求することは、「不当なやり直し」に該当するおそれがある。

次に、改造の要求は、下請事業者に責任がないことは明らかなので、無償の場合は「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあるほか、納期・支払期日を延期することは、受領拒否及び支払遅延に該当するおそれがある。

したがって、上記事例において、(「部品図通りにできている」という下請事業者の主張が正しいことを前提にすると、) 嵌合部の修正をAパーツ側で対応する場合、改造を行わせる場合は、一旦、当初の支払期日に当初の下請代金を支払い、修正・改造の依頼は別途、新規注番を建てて、有償で対応すべきである。

第2節 注文の取消し：受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

一旦、契約した以上、両当事者：売主及び買主は、「誠実に」契約内容どおりに履行するのが原則である。親事業者の都合で注文を取り消す等により下請事業者の利益を不当に害する行為をしてはならない。

（無理な納期の設定）

Q 6 4 下請事業者とは、当初、発注日の1週間後を納期としていたが、急遽計画が変更となり、下請事業者が発注日から2日後に納入するように申し入れた。下請事業者からは、従業員の都合がつかないことを理由に断られたが、客先の都合であるため再度要請した。下請事業者は従業員を残業させて間に合わせようと努めたが期日までに間に合わなかったため、納期遅れを理由として受取を拒否したが問題ないか。

A 本事例での納期遅れは、無理な納期を指定しているものであり、下請法第4条第1項第1号で言う「下請事業者の責に帰すべき理由」とは認められず、「受領拒否」に該当する。

（受注取消しを原因とする注文の取消し）

Q 6 5 当社の顧客から製品の注文取消しを受けたため、下請事業者への部品の注文を取り消したいが、下請法上問題となるか。

A 顧客からの注文取消が原因であっても、下請事業者への注文の取消は、下請法上は受領拒否又は不当な給付内容の変更に当たる。

したがって、既に発注した完成品については受領して下請代金を支払わなければならないが、仕掛品等については、以下の対応をしている場合には、違反とはならない。

- ・下請事業者連絡し、取消の合意を得ること。
- ・取消による下請事業者の実損（部品材料代金、加工費用、廃棄に掛かる費用等）を補填すること。
- ・これらについての記録を残しておくこと。

なお、下請事業者への注文の取消の原因が、上記の例のほか需要変動、設計変更など親事業者の都合による場合は、同様の解釈と対応が必要である。

(顧客による委託業務打ち切りを原因とする委託の取消し)

Q 6 6 当社は、顧客から受託した機器の点検業務を下請事業者へ委託している。顧客からこの業務の打ち切りを告げられたため、下請事業者への業務委託を中止したいが、下請法上、どのような点に注意して対応すればよいか。

A 下請事業者へ委託した機器点検業務を途中で打切る場合は、打ち切りを書面で依頼し、その内容及び理由を記録・保存するとともに、下請事業者に生じた費用・実損額等を負担することが必要である。

(下請事業者からの受注キャンセルの申出)

Q 6 7 下請事業者に金型の製造を委託したが、自社では技術的に製造することは難しいので、取引をキャンセルしてほしいとの申し出があった。この場合に、発注を取り消すと、下請法違反となるのか。

A 下請事業者からの要請により発注を取消すことは問題ない。

第3節 受領期日の厳守：受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

契約どおりに納品されたものを、契約どおりに受け取るのは、当たり前のことである。特に時間指定がないのであれば、売主：下請事業者は、買主：親事業者の通常の営業日・営業時間内に納品することができる。

また、親事業者の都合により発注時に決定した納期を延期し、受取りを拒んだり、現品相違、破損等の正当な理由なく、受取りを拒んではいけない。

（庭先における受領拒否）

Q 6 8 発注書面に指定された納期に指定納品場所に持ち込んだところ、「今日は受け取れない。」と言われた。この親事業者の対応は問題になるか。

A 発注書面の納期指示に従い納品があった場合、親事業者が受領を拒むことは認められない。注文と異なるものや、瑕疵のあるものが納品された場合には下請事業者が責任があるので受領を拒否できるが、本事例は親事業者の都合による受領拒否であり、下請法に違反する。

（納品書の不添付）

Q 6 9 下請事業者が納品に際して納品書、出荷検査成績表等を添付してこない場合に受領を留保できるか。

A 物品の納入がある以上、親事業者は受領を拒否することはできない。

(納期の延期)

Q 7 0 検査作業が遅れている、スペースに余裕がない等の理由で親事業者としても物理的に受領できない場合に納期を延期できるか。

A これらの理由はいずれも親事業者の都合によるものであるから、納期を延期することは、下請法上、受領拒否に該当する。

なお、下請事業者の合意を得て納入場所を下請事業者の倉庫へと変更し、下請事業者を占有代理人として注文品の保管を依頼した場合には、物理的な物品の受領がなくとも下請法上受領したことになる。したがって、この場合、発注書面に記載された納期日及び支払方法に基づいて下請代金を支払うことはもちろん、保管に掛かる追加費用を別途下請事業者を支払う必要がある。

(早期納入)

Q 7 1 納期前に納品された場合にどのように対処したらよいか。

A 下請法上、納期とは確定期日とされており、納期日前に納品されても親事業者には受け取る義務はなく、受取を拒んでも受領拒否とはならない。

この場合でも、実務上は給付を受け取ることがある。このとき、特に「預かり」とすることなく物品を受け取ると下請法上の受領になる。したがって、給付を受け取った日から起算して 60 日以内に下請代金を支払わなければならない。

なお、給付の受領ではなく、「預かり扱い」とするためには、下請事業者に対し、「預かり」である旨を伝え、納入された物品を「仮受領品」として親事業者の資産とは区分して管理の上で納期まで保管し、注文書に記載された支払期日に下請代金を支払えばよい。

(分納における早期納入)

Q 7 2 納期を分割して指定してあるのに、納期が未到来の分まで一括して納品がされた。受領を拒否できるか。

A 納期未到来の分については、納期が到来するまで受領しないことができる。

第4節 受入検査（買主の検査義務）：

返品禁止（下請法第4条第1項第4号）

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

契約どおりに納品されたものは、契約納期どおりに受け取り、遅滞なく検査しなければならない。受入検査は買主の義務である。（ただし、「検査」というアクションを強制するものではなく、検査をしないと、不良に伴う返品（商法第526条に言う「契約の解除」「代金減額」）、やり直し（「良品交換」：民法上の完全履行請求権、民法第634条に言う「修補」）や、契約解除（注文キャンセル）、損害賠償の請求ができなくなるという消極的義務である。）

検査の内容・方法・判定基準は、発注仕様において定めがある場合はそれにより、ない場合は、当該品の業界で一般的に行われている検査内容も参考にする。なお、恣意的に検査基準を厳しくして注文内容と異なる又は瑕疵等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは問題となるおそれがある。

（検査基準）

Q73 購入した部品に表面の傷や色むら・シミがないことは当然のことであると思われるので、発注書や受入検査仕様書にはその旨は特に記載していないが、納入されたものの一部に、表面の傷や色むら・シミが発見されたので、ロット返品したが問題があるか。

A 下請事業者に瑕疵がない場合、すなわち、仕様書／受入検査仕様（基準）書の要求する品質精度を満たしている場合、こうした行為は、不当な返品として問題となる。

なお、要求する品質精度は、仕様書／受入検査仕様（基準）書に記載して、下請事業者にあらかじめ交付しておく必要がある。差し支えないのであれば、その使用目的も併せて明記しておくことが望ましい。

色むら・シミ等は、良否の判断基準が人により異なり易いので、双方で協議して限度見本を作成し、それに基づき検査する等、判断基準を明確にしておくことが必要である。

なお、原価低減のためには、

- ・安全・保安等に関係する重要な部位に使用する部品と、それほど重要でない部位に使用する部品とで品質精度を分ける
- ・外観部品か、外から見えない部分に使用する部品かで、良否の基準を変える

等、合理的な良否基準とすることが望ましい。

(合格ロット内から次工程で発見された不良品)

Q 7 4 抜取検査に合格したロットの中から社内組立工程で不良が発見された場合、その不良品の返品は許されるか。

A 抜取検査の性格上、受入検査でロットとして合格した場合は、そのロット全体が良品として扱われ、ロット合格品に含まれている不良品は、それが後日、社内組立工程等の段階で発見されたからといっても、原則として返品することはできない。

ただし、

- ① 継続的な下請取引が行われている場合で、
- ② 発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、かつ、
- ③ 当該書面と発注書面との関連付けがなされているときに、
- ④ 遅くとも、物品の受領後、当該受領に係る最初の支払時までには返品する場合は当該不良品に限り返品が認められる。

この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたきに該当するおそれがある。

抜取検査については、運用上ロット合格基準を明確にしておくことが大切であり、その基準を変更するようなときは下請事業者に事前に通知しておくことが必要である。

また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として下請法違反となるので注意する必要がある。

一方、その不良内容が直ちに発見することができない瑕疵である場合には、受領後6か月(一般消費者に6か月を超える保証期間を定めている場合には最長1年)以内であれば返品することができる。

第5節 支払：支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）

割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号）

契約どおりに納品されたら、速やかに支払うのは当然である。下請法では「下請給付を受けた日・役務の提供を受けた日から60日以内」と具体的な期間を明示している。下請事業者にとって、「資金」は、経営の改善及びその生産性・技術の改善向上のための原資であり、下請代金の支払が適切に行わなければならないことは言うまでもない。下請取引においても、下請事業者の承諾の下、手形、ファクタリング等の一括決済方式、電子記録債権による支払も禁止されてはいないが、下請事業者が手形等の受取後、直ちに現金化できるものでなければならず、現金化に必要な金利・手数料等により下請事業者の利益を著しく阻害することがあってはならない。また、結果的に割引／現金化できなかったときは、支払いが行われたことにならず、支払遅延に該当する。

支払手段としては、現金又は銀行振込によることが本来的な原則であり、極力、現金での支払に努めなければならない。自社の資金繰りの都合上等（例えば、債務超過にある。）、やむを得ず手形等を用いる場合であっても、その満期期間等は極力短いものであることを要し、120日以内であることは当然のこと、その短縮に努め、将来的には60日以下とするように努めなければならない。また、割引等の費用は、親事業者が直接負担するか、下請代金に明示的に適切に含まれるように価格決定をしなければならない。

業界団体に対する中小企業庁長官及び公正取引委員会事務総長の共同の通達では、次のように述べられている。

〔下請代金の支払手段 について〕

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化に掛かる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること（中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長共同通達「下請代金の支払い手段について」）

下請法は、下請事業者に対する支払が遅延しないことを強く求める法律であり、給付の受領後60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならないとされており（下請法第2条の2）、支払期日経過後においてなお支払わないことは支払遅延として禁止されている（下請法第4条第1項第2号）。したがって、親事業者は、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わなければならない。

なお、振興基準においては、サプライチェーン全体の取組を進めるに当たり、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）を進めることが望ましいとされている。

第1項 支払制度・支払期日の変動

（支払期日の設定：月の大小）

Q75 納品締切制度を採用しており、当月末日納品締切、翌月末日支払となっているが、大の月、小の月の関係から受領後 61 日目、あるいは 62 日目に支払う場合が生じる。このような場合には支払遅延に当たるのか。

A 月単位の締切制度を採っている場合には、大の月、小の月を問わず 1 ヶ月を 30 日と換算する運用がなされており、本事例では支払遅延には該当しない。

（支払期日の設定：据置期間）

Q76 下請事業者の合意を得た上で、当月末日納品締切、翌々月 10 日払（据置期間 40 日）とする支払制度を採用しているが問題はないか。

A 下請事業者との合意にかかわらず、受領後 60 日以内を超えての支払は下請法違反となり、本事例では、毎月 1 日に納品された物品の代金の支払は 70 日後になり、最大 10 日間の支払遅延が生じる。したがって、この支払制度自体に問題がある。

（支払期日の繰下げ：金融機関の休日）

Q77 下請代金の支払期日が銀行の休業日に該当する場合、支払期日を休み明けに繰り下げるとは認められるか。

A 支払期日が土曜日又は日曜日に当たるなど金融機関の休業日に該当する場合、順延する期間が 2 日以内であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されていれば、結果として受領から 60 日（2 ヶ月）を超えて下請代金が支払われても問題はない。

なお、順延後の支払期日が受領から 60 日（2 ヶ月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が 2 日を超えても問題はない。

（検収締切制度）

Q 7 8 月末検収締切・翌月末支払制度では、当月内に納品されたとしても、検査が当月内に完了しなければ翌月以降の検収・支払対象分と扱われて支払遅延が生じるため、この制度を採ることは問題があるのではないか。

A 検収締切制度の採用自体は問題ではないが、受領日から 60 日以内に下請代金が支払われるようになっていることが必要である。

具体的には、検収締切制度では、検査完了時に支払計上されるため、検査期間を考慮した納期設定、検査が納品当月中に未了でも完了時に納品月扱いで支払計上される仕組み（特別支払、月末納品分への納品締切制度適用等）を備えておくことが必要である。

（継続的な役務提供委託）

Q 7 9 継続的な役務提供委託においては、支払期日はどのように設定することが可能か。

A 以下の 3 つの要件を満たしている場合には、例外的に、締切対象期間の末日に役務が提供されたものとして、その日から最長 60 日以内に支払期日を定めることが可能である。

- ・ 下請代金支払を月単位で設定した締切対象期間末日までに提供された役務を対象に行うことに関する事前合意と発注書面上での合意内容を明記すること
- ・ 発注書面に締切対象期間中の下請代金額（算定方法でも可）を明記すること
- ・ 継続的に提供される役務が同種であること

（年間契約の役務提供委託）

Q 8 0 当社が複数の顧客に納入した機器の保守（点検）契約を下請事業者と締結している場合に、保守（点検）の完了した年度末で検収し、年 1 回の支払としても問題はないか。

A 年 1 回の支払とすることは、支払遅延に該当する。個々の役務が提供された日から 60 日以内に支払わなければならない。

(包括的修理サービス契約)

Q 8 1 ユーザから依頼された当社製品の修理で、ユーザからの電話による問い合わせ対応 から修理受付、製品の修理、ユーザへの修理完了品の発送手続きまでの作業を、下請事業者に委託した。一連の作業全体を役務提供委託とし、注文書の代りに契約書を締結し、1ヶ月間に発生した費用を毎月末締で60日後に支払う方法は問題ないか。

A 不具合の確認から修理受付、製品の修理、ユーザへの修理完了品の発送手続きまでの一連の作業を委託することは、修理委託に該当する。

従って、原則として個別の修理毎に注文書を交付しなければならないこととなるが、修理受付業務を併せて委託していることから、親事業者が発注書面の出しようがないという事情に鑑み、本事例の場合には、例外的に、個別の修理毎ではなく委託期間を定めた発注書面の交付が認められる。ただし、修理委託代金の支払は、個別の修理の完了の日から60日以内に支払わなければならない。

第2項 支払期日の起算点となる

「給付を受領した日・役務が提供された日」

(情報成果物作成委託における給付受領)

Q 8 2 ソフトウェア等のコンテンツが提供される取引においては、仕様・作業内容等の確認を目的に、作成中の成果物が下請事業者から親事業者へ一時的に提供される場合があるが、このような場合に親事業者はどのような点に注意すればよいか。

- A 下請事業者からコンテンツを受け取ると受領にあたる。ただし、
- ① コンテンツが委託内容の水準に達しているかどうか明らかではない場合であって、
 - ② 親事業者の支配下に置いたコンテンツの内容が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることについて下請事業者から事前に合意を得ている場合は、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。

また、一定の水準を満たしているかどうかの確認中に3条書面に記載の納期が到来した場合には、納期 = 受領日 として扱わなければならないことに注意を要する。

(完了報告書)

Q 8 3 当社は、顧客に納入した製品の点検等の作業を下請事業者へ依頼しており、作業は顧客の指定する場所で行われ、完了すると報告書が送られて来ますが、報告書の受取日を役務提供日としてもよいか。

- A 完了報告書の受取日は、役務提供日にはあらず、実際に作業が完了した日が役務提供日となる。

第3項 支払手段

(割引困難な手形)

Q 8 4 割引困難な手形とはどういうものか。

A 割引困難な手形とは、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形をいい、一般的には手形期間が 120 日（繊維業は 90 日）を超えるものをいう。

(手形サイト)

Q 8 5 当社の製品の性質上、販売代金の回収にかなりの期間を要するため、下請事業者に対してもこれに対応した期間の手形を交付してよいか。

A 自社製品の販売代金の回収状況がどうであろうと、下請事業者に対しては支払期日までに、繊維業については 90 日以内、その他の業種については 120 日以内を手形期間とする手形を交付する必要がある。

(期日現金払い)

Q 8 6 支払期日に手形を交付せず、手形の満期相当日に現金で支払うこと（いわゆる期日現金支払）は許されるか。

A 支払期日に手形を交付せず、手形満期相当日に現金で支払うことは、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて支払うこととなり、支払遅延に該当し、本事例のような支払は許されない。

第4項 支払遅延となるおそれのある事例

（納品書の不備）

Q 8 7 下請事業者からの納品書の提出遅れや納品書の記載不備等に起因して当月内の支払計上処理が完了せず支払が出来なかった。この場合、問題はないか。

A 納品書の提出遅れや記載不備等にかかわらず、物品の受領から 60 日以内に支払わなければ、支払遅延に該当する。

（預託倉庫（コック）方式）

Q 8 8 当社は、生産ラインをスムーズに動かすため、注文書を発行することなしに自社倉庫内に部品ごとに一定の在庫水準が維持されるように下請事業者に納入を依頼し、下請代金の支払については当社が実際に使用した分を使用した翌月末日に支払っている。このような方式による下請取引は、発注書面の事前交付違反及び支払遅延にあたるか。

A 本事例のような方式（「コック方式」ともいわれている）による下請取引は、発注書面が交付されていないので、書面の交付義務違反にあたる。また、本事例では、「使用日」を基準に支払を行っているため、月単位の締切制度を採用していて、部品の納入月と使用月が異なった場合は、支払遅延にも該当する。

（分割納入）

Q 8 9 当社（下請事業者）は親事業者からの指示に基づき、同一注文に関わる契約物品を数回に分けて分割納入したが、注文数量全てを納入しないと親事業者の検収が上がらず、代金が支払われない。下請法上、問題があるか。

A たとえ分割納入の場合であっても、検収の有無、検収の時期にかかわらず親事業者は契約物品（給付）を受領した日を起算日として、60 日以内に定めた支払期日までに代金を支払わない場合は支払遅延に該当し、下請法違反となる。

（金型費用の分割支払）

Q 9 0 当社資産とする金型の費用の支払を分割（2 年間・24 回）して、下請事業者に支払いたいと思っているが、支払遅延に該当しないか。

A 金型の製造委託に該当し、資本金基準を満たす場合には、下請法が適用される。従って、親事業者は物品を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金の全額を支払わないと支払遅延に該当する。

（下請事業者の信用低下による手形の割引拒否）

Q 9 1 下請代金支払として当社が振り出した手形を、下請事業者が銀行に持ち込んだところ、割引を拒否された。当社の財務状況は良好でキャッシュフローにはなんの問題もないが、下請事業者の信用が低かったためだそうだ。当社の信用の問題ではないので、当社には責任が無いと思うがどうか？

A 本節冒頭に記載したように、下請代金の支払は、現金払が原則である。結果的に割引できない手形での支払では、支払があったとはいえず、下請事業者が現金化できなければ支払遅延にあたる。

第5項 約束金額の支払：下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

（手形の交付に代えて現金とする場合の金利引き）

Q92 下請代金の支払に手形を交付しているが、下請事業者の要求により一時的に現金で支払うことがある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額してもよい。

A 下請取引の開始にあたり、下請事業者との間に支払条件を手形支払と定めている場合は、現金で支払う際に割引料相当額（親事業者の短期調達金利）を減額しても問題とならないが、親事業者の短期調達金利を超えて減額すると、下請代金の減額の禁止に該当する。

（端数切捨て）

Q93 下請事業者との間で一旦決定した下請代金を、支払時に下請事業者の合意を得て千円未満の金額を切り捨てて支払うことは、減額になるか。

A 発注時に決定した下請代金から1円以上を切り捨てて支払うことは、下請事業者の合意を得ていたとしても減額を正当化する理由にはならない。

（消費税等加算前の下請代金の端数切捨て）

Q94 納入毎あるいは検収毎の下請代金（税抜単価×数量）に円未満の端数が生じた場合、当該端数を切り捨て処理しても問題はないか。

A 月単位の締切制度を採用している場合において、その月の支払総額に消費税・地方消費税を乗じて下請代金を決定することとしている場合には、納入ごとあるいは検収ごとの下請代金（税抜単価×数量）を、円未満の端数であっても切り捨て処理することは、下請代金の減額にあたる。

(割戻金：ボリュームディスカウント)

Q 9 5 合理的理由に基づく割戻金とは、ボリュームディスカウントによるもの以外にどのようなものが考えられるか。

A 合理的な理由がある割戻金としては、現在のところ、ボリュームディスカウント以外のものは考えられていない。

(検査費用の控除)

Q 9 6 検査費用として、代金の一定比率が減額されて支払われることは問題か。

A 「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず下請代金の額を減額することは違反となる。この例では、親事業者が行うべき受入検査に要する費用を下請事業者に負担させることになり、下請事業者に責任はないため、下請代金の減額に該当する。

(遡及値引き)

Q 9 7

- (1) 当社は毎年2回半期毎に下請価格の改定を行い、各期初に納入される分から適用しているが、問題ないか。
- (2) また、下請事業者とは単価を期初発注分から適用することで合意があるが、単価改定交渉が長引き期中で合意した場合も、期初から新単価を適用してよいか。

A 下請法上は、親事業者と下請事業者が単価引下げについて合意した時点以降に発注する分に当該引下げた新単価が適用できる。

したがって、(1)のケースの場合、各期初に納入される分であったとしても、単価引下げ合意前に発注したものについてまで新単価を適用して下請代金を減じる場合は、下請代金の減額の禁止に該当する。各期初から新単価を適用するのであれば、各期初に納品される分が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。

(2)のケースの場合、合意日以前にすでに発注した分に新単価を適用するわけであるから、改定単価の遡及適用となり値下げの場合は下請代金の減額の禁止に該当する。

(原材料費値下り分の減額)

Q 9 8 当社は、原材料の調達リードタイムの長いものについて、3か月前に下請事業者注文書を交付している。しかし、親事業者の発注時に比較して下請事業者の原材料の購入時の価格が安くなることがあり、この差額を減額処理したいがどうか。

A 発注時点で決定した価格を減額して支払うことは、下請事業者が責がある場合を除き下請代金の減額に該当する。

原材料価格が変動する場合は、一定の条件の下、発注時点で「算定方法」により下請代金の額を記載しておき、原材料価格の変動を下請代金に反映させることは可能である。

また、原材料を下請事業者が有償支給することにより、原材料価格の変動を下請代金に影響させないようにすることも可能である。

第6項 有償支給材料費の相殺：

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）

（下請事業者の希望により有償支給する場合）

Q 9 9 下請事業者が原材料等を市中で調達しており、たまたま在庫が切れた時に下請事業者の要請に基づき、親事業者から原材料等が有償支給するような場合がある。このような場合であっても、早期決済の禁止が適用されるか。

A 親事業者が下請事業者に対し有償で原材料等を支給した分については早期決済禁止の規定が適用される。

親事業者は、下請事業者の納品内容を確認し自己の有償支給した原材料を使用した物品の支払日以降に有償支給材の代金決済を徹底するなどして、早期決済とならないよう十分注意する必要がある。

（有償支給材料代金の決済方法）

Q 1 0 0 原材料等を下請事業者到有償支給しているが、当社と当社の原材料購入先の間の代金決済条件に合わせて下請事業者から代金を取立ててもよいか。

A 原材料等を下請事業者到有償支給している場合の代金決済条件は、親事業者と原材料購入先の代金決済条件に関係なく、その原材料等を使用した給付に対する下請代金の支払日以降となるように設定しなければならない。

（有償支給材料代金の決済時期）

Q 1 0 1 有償支給材料の代金決済については、下請代金からの控除によらず別途現金等で数ヶ月分一括して決済する方法でもよいか。

A 有償支給材料の代金決済の方法として、別途現金等で決済することは問題とならない。
また、決済方法のいかんにかかわらず、有償支給材料の代金決済が当該有償支給材料を用いた給付の下請代金の支払時よりも早期とならなければ、数ヶ月分一括して決済してもかまわない。

(早期決済)

Q102 材料を当月有償で支給し、熱処理後の納品が翌月となる場合において、当月末では、下請事業者から受取る有償支給材料代金と下請事業者への支払代金を相殺すると、ゼロかマイナス（下請先へ請求）となるケースも発生しているが、問題ないか。

A 本事例では、原材料等を支給した当月に下請代金から相殺しており、その原材料等を使用した納品に対する支払より早くなっている。親事業者が下請事業者に対し有償で原材料等を支給した場合、その原材料等を使用した給付に対する下請代金の支払日より早く、その原材料等の代金を支払わせることは、有償支給原材料等の対価の早期決済であり、下請法違反となる。

(下請事業者が毀損・滅失した支給材料の相当費用・代金の徴収)

Q103 下請事業者に材料を無償支給しているが、下請事業者で加工ミスがあり、材料が使用不能になった。この場合、下請代金より使用不能となった材料の代金を控除してもよい。また、有償支給の場合はどうか。

A 無償支給のケースでは、下請事業者の責任で材料が使用不能となった場合に、使用不能となった材料の相当費用を下請代金から控除（相殺）することは直ちに問題となるものではない。

有償支給のケースでは、使用不能となった材料の代金を直ちに下請代金から控除（相殺）しても有償支給代金の早期相殺の禁止には該当しない。

第5章 売主の「保証責任」：返品禁止（下請法第4条第1項第4号）

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

売主も「売りっ放し」ではいけない。一定期間、その品質に責任を持たなければならない。一方、著しく長い保証期間を定めるのも公共の秩序、善良な風俗に反する。自ずとその責任（保証）期間には限度がある。商法第526条では、特定物売買・不特定物売買・製作物供給契約の場合は、その期間を引渡し後6ヵ月としており、これを受けて、下請法の運用においては、返品は原則として給付受領後6ヵ月とし、一般消費者向けに保証している場合はその商慣習に配慮して1年まで延長することを認めている。

また、やり直し（良品交換及び修補）については、1年間を原則としている。

（消費者のもとで発見された不良品）

Q104 親事業者が販売した製品で、消費者に渡った時点で重大な不良が見つかったため、販売店を経由して返品されてきた。原因が下請事業者から購入した部品の瑕疵によるものである場合、納入後1年以上経過しているが返品は可能か。

A 直ちに発見することができない瑕疵であった場合でも受領後6ヵ月（一般消費者に6ヵ月を超える保証期間を定めている場合は当該保証期間に応じて最長1年）を超えて返品することはできない。

（経時劣化）

Q105 親事業者と下請事業者とで、経時変化のある部品について、予め保管条件や許容できる経時変化値を合意していた。受入検査では合格になったものの、4か月経過した時点で再検査を行ったら、予め合意されていた経時変化値を超えて規格外になった。これらの部品は返品できるか。

A 親事業者の保管状況が悪いために経時変化が促進された、もしくは親事業者の指図に従って下請事業者が部品を製造した場合など、親事業者の責に帰すべき理由により生じた経時変化であれば返品できない。

本事例が下請事業者の責めに帰すべき理由による経時変化である場合は、経時変化は受入検査では直ちに発見できない瑕疵に該当すると考えられるので、受領後6ヶ月（一般消費者に対し6ヵ月を超える保証期間を定めている場合には当該保証期間に応じて最長1年）の範囲で返品できる。

第6章 取引関係の悪用

継続的な下請取引関係にある場合、それを理由にして、仕事外の無茶な要求をする事業者も中にはいる。例えば、契約外の行為（知的財産権の無償提供や応援店員派遣等。）を押し付けたり、正当な理由のない利益供与（例えば、協賛金。）の要求をすることが挙げられる。これらの行為は、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用の禁止）に抵触し問題となり得るものである。

また、下請事業者が自社の営業顧客である場合も多いが、公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（第5 不当な相互取引 1 考え方(3)）の旧版では、「事業者が、社内に購入・販売を統括する部門や担当者等を置き、購入・販売データの比較・突き合わせ、特定の取引先の購入・販売数量を記載したリストの体系的保持等を行うことや、購入部門・販売部門間で取引先リストの交換等を行うことは、債権保全等のためではなく、自己の特定の事業者からの購入実績を当該特定事業者への自己の商品等の販売に反映させるために行う場合には、不当な相互取引を誘発しやすい。」と指摘している。

なお、親事業者と下請事業者の間で開示する秘密情報の取扱い及び下請給付、役務提供に関して発生する知的財産の取扱いに言及する。

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象としている。また、平成21年の不正競争防止法改正（平成21年4月30日公布）施行により、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となる。今後、同改正を受けて改訂された営業秘密管理指針について、親事業者等も理解を深めること等により、下請事業者の営業秘密の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。各知的財産に対しては、次のように対応することが必要である。

- ① 親事業者が提供した営業秘密等の機密管理を下請事業者に求めるにあたっては、当該情報に「秘密」と表示する、「秘密」として伝達する等、その対象物を明確にしたうえで、その内容・レベルに応じた管理措置を求めるものとし、一律に「別室管理」「ID・パスワード管理」等、情報の内容・価値に対して不相応・不要な管理を求めないこととすると同時に、求めた管理措置に応じて発生する費用について下請代金に反映させる、別途所要の費用を補償する等、下請事業者と十分に協議し、下請事業者において発生する負担に配慮しなければならない。
- ② 下請事業者から提供を受け、又は下請給付品に含まれる営業秘密等は、機密として管理し、委託の内容、範囲を超えて利用しないこと。
- ③ 下請事業者が下請給付品の製作や作成、その他委託業務の履行の過程で発生した知的財産について、当該委託の内容、範囲を超えて利用するときは、あらかじめ、その利用内容を当該委託の3条書面に記載し、且つ下請代金にその対価を含ませるか、別途、有償の譲渡、使用許諾を受けなければならない。
- ④ 下請事業者と共同で、製品開発、技術開発、VAを行うときは、その内容及び成果

の配分（比率、両者の利用範囲等）を文書で合意しておく。また、実際に成果が確定したときは、配分が、各自の寄与に対して適切であったかを検証し、相互に確認することが必要である。

なお、下請取引は、通常、継続的な取引であり「取引基本契約書」が締結されることが多いので、そのなかに提供情報、開示される営業秘密に関する取扱い、下請給付、役務提供に関して発生する知的財産の取扱いについて規定しておくことが望ましい。（規定のモデルとしては、経済産業省が公表している「営業秘密管理指針」のなかの「工場見学時の秘密保持誓約書」、「業務提携時における秘密保持契約書」、「取引基本契約書（製造請負契約）（抄）」、「業務委託契約書（抄）」、「共同研究開発契約書（抄）」等を参照されたい。）

さらに、量産終了後の金型の保管について留意する必要がある。当該金型を用いた部品（補給品）の次の手配が見込まれない場合は、金型を受託者に保管させるべき根拠（商事寄託）が失われており、下請事業者の求めに応じて返却を受けるか、別途の有償の寄託契約を結ぶ必要がある。運用基準や振興基準では次のように述べている。

〔運用基準〕

7-5 型・治具の無償保管要請

(1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

〔振興基準〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善(主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引)

(1)親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、生産に着手するまでに双方が合意するよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議するものとする。そのため、あらかじめ協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

- ① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間(いわゆる「量産期間」)
- ② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
- ③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
- ④ 再度型を製造する必要がある場合の費用負担

⑤ 試作型(追加発注分を含む)である場合にはその保管期間や保管費用の負担

(2)親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者を求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよう、あらかじめ、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

- ① 下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
- ② 型の保管義務が生じる期間
- ③ 型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法(責任者、窓口、その他手続等)
- ④ 型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用

負担

⑤ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担

(3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。

(4) 第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。

(5) 親事業者は、下請法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。

(6) 川下(最終製品等の製造)に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題のみならず、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理への影響に鑑みて、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。

(7) 型の保管・管理に関わる事業者は、第1号から第6号までに定めるものの他、「未来志向型・型管理に向けたアクションプラン」(平成29年7月24日公表)等に基づき、適正な管理、廃業を行うなど、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。

(8) 型・治具の代金について、親事業者は、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うものとする。

また、親事業者は製品の製造を委託し、下請事業者が製造した(又は型等のメーカーに再委託して受領した)型・治具が他に納入されず、下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、下請事業者が、専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。

そのほか、留意事項として運用基準では次のように述べている。

[運用基準]

7 不当な経済上の利益の提供要請

(3) 親事業者が、次のような方法で、下請事業者に経済上の利益の提供を要請することは、法第4条第2項第3号に該当するおそれがある。

ア 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭、労働力等の提供を要請すること。

イ 下請事業者ごとに目標を定めて金銭、労働力等の提供を要請すること。

ウ 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭、労働力等の提供を要請すること。

エ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭、労働力等の提供を要請すること。

第1節 相互取引：購入・利用強制の禁止（下請法第4条第1項第6号）

（「自己の指定する物」）

Q106 購入強制の対象となる「自己の指定する物」にはどのようなものがあるか。また、利用強制の対象になるものは、どのようなものがあるか。

A 親事業者が下請事業者に購入を強制する「自己の指定する物」には、自社製品や手持余剰材料等をはじめ、自動車、家電製品、衣料品、宝石、親事業者の株式、雑誌、土地、建物、ゴルフ場その他の会員権、歌劇・プロスポーツ等各種イベントの入場券などがあり、自社以外の商品も含まれる。

なお、品質を一定の水準に保つ等の合理的な理由で行う原材料等の有償支給は、購入強制には当たらない。

役務の利用強制には、親事業者が指定する保険、リース、インターネットプロバイダなどのサービスが含まれる。

（「自己の指定する物」）

Q107 調達部門のOBが、「自叙伝を執筆出版したので、取引先にも紹介（有償頒布）してほしい。」と言ってきているが、問題ないか。

A 購入・利用強制禁止の対象は、親事業者が指定するものであれば、物品・サービスの種類を問わず、また自社製品に限られない。従って、下請取引に影響を与える者が紹介・購入を要請するのであれば、個人（その委託を受けた出版社が販売する場合も含まれる。）が販売するものでも本禁止に該当する。下請事業者への紹介に関与すべきではない。

（「強制」の意義）

Q108 親事業者は、このたび、新製品の販売促進を図ることとし、購買・外注担当者を含めて全社員に販売目標数を定めて販売していたところ、下請事業者から当該製品を買わされたとの苦情を受けた。親事業者としては、どのような点に気をつければよかったか。

A 本事例では、①親事業者の購買・外注担当者は、このノルマを果たすため下請事業者に購入を要請した、②下請事業者は取引に影響を及ぼすおそれを考慮して当該製品を購入した、というものであり、下請法上の購入強制に該当する。

したがって、親事業者は今後、取引に影響を及ぼすこととなる者に購入を要請させないようにする必要がある。

(EDIに伴うプロバイダーの指定)

Q109 当社は、取引の際に、インターネットを利用して発注しているが、下請事業者に対し、当社が指定するインターネット接続業者を利用させることは、利用強制となるのか。

A 下請事業者が、既に契約しているインターネット接続業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、正当な理由なく自社が指定するインターネット接続業者を利用させることは「利用強制」に該当する。

第2節 経済的要求：

不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3項）

（納入業者の組織化とその会費の徴収）

Q110 VA/QC研究会と称して親事業者が下請事業者を組織化し、研究会を名目として会費を徴収されている。また、関係会社（グループ会社）がイベントを行う際には、入場券の購入を要請されるが問題ではないか。

A VA/QC研究会が実体として存在・運営されており、その会議運営に必要な金額の徴収であり、且つ、参加するか否かを下請事業者が自主的に決定できるような場合は問題ない。しかしながら、会の活動の実体がなく会の運営費として名目上徴収されているにすぎないのであれば、下請事業者を含めて部品・材料の供給業者を組織化し、そのメンバーに会費を課すことは「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして「不当な経済上の利益の提供要請」として下請法違反となるおそれがある。

下請事業者へのイベントの入場券の購入要請については、親事業者が、正当な理由がある場合を除き、自己の指定するイベントの入場券を、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者をして下請事業者に対し購入を要請する場合には、事実上、購入を余儀なくさせることとなるため、「購入・利用強制」として下請法違反となるおそれがある。

（知的財産の無償提供の要請）

Q111 当社は下請事業者に金型の製造委託をし、金型を受領した。金型を受領した後に金型の図面・設計データを提出してもらう必要が生じた場合、下請事業者が無償で提出してもらうことは問題があるか。

A 不当な経済上の利益の提供要請の禁止に該当する。したがって、図面・設計データの提出が金型の製造委託時の契約内容に含まれていない場合には、金型の製造とは別個の契約として、下請事業者と協議のうえ、当該図面・設計データに相当の対価を支払ったうえで提出してもらうことが必要である。

一方、図面・設計データの提出が金型の製造委託時の契約内容に含まれている場合は、給付の履行として後日金型の図面・設計データを提出してもらうことに問題はない。ただし、図面・設計データを含んだ対価を下請事業者との十分な協議のうえで設定しなければ買いたたきに該当するおそれがある。

(量産中の金型)

Q 1 1 2 量産中の金型については、特別に寄託の合意をしなくてもよいのでしょうか？

A よほど製品の売行きがよくて、常時、成形機械にセットされたままというのであれば問題ないが、特定図番の部品生産には、ある程度のインターバルがあり、成形機械から取り外して、次の生産までの間、保管の問題が生じる。量産中は、多少の長短はあっても、繰り返し金型が使用されるのであり、この間については、商事取引に伴う一時的な保管が繰り返されていることから商事寄託と評価することができ、保管のための受託義務について特段の契約は要しない。また、次の生産までの一次的保管費用、通常の実管理費用（防錆油塗布が生じた場合等。）は、生産費用の一環として考えることも合理的であり、部品単価が適正に決定されている限り、問題とはならない。

(量産終了の捉え方)

Q 1 1 3 量産終了後の金型の保管費用は、親事業者が負担すべきとされているが、そもそも「量産の終了」時点は、どのような時として把握すればよいのか？

A

- (1) 白物家電、AV機器、自動車部品については、通常「モデルチェンジ」があり（自動車部品については、自動車メーカーにおけるモデルチェンジ。）、これをもって「量産の終了」と認識することができる。ただし、同一部品（図番）を量産中の他の機種にも用いている場合は、当然「量産中」であるし、「量販店オリジナルモデル」として機種が復刻利用される場合は、「量産」が復活することになる。
- (2) 産業用機械（工場やビル用のモータ、コンプレッサー、ポンプ、エレベータ、配電盤、制御盤・コントローラ等。）や、サーバ、ネットワーク機器、放送局用機器等は、カタログ／シリーズ化され、メーカーの機種番号が付与されていることもあるが、基本的には受注生産であり、「量産」という概念で把握することは困難である。これらの製品についても、機種の陳腐化、科学技術の向上を反映した改良等があり、メーカーから「生産打ち切りの予告」が出されることがある。この場合は、予告とそれに伴う「最終オーダー」があり、これをもって「量産の終了」に換わる観念を持つことができる。

(量産終了後の金型)

Q 1 1 4 量産終了後は、下請事業者に金型を預かってもらうことはできないのでしょうか？

A 量産終了後は、一般的には「補給品」のみの生産となるため、生産間隔は大きく開くことになる。本来であれば、補給品生産の都度、委託者から受託者へ金型を引き渡し、生産終了後は、再び委託者へ返却するのが本来の原則である。しかしながら、運送・返送の手間と費用、ハンドリング／運送中の毀損滅失・盗難のリスク、環境への影響（トラックの排ガス等。）を考えた場合、下請事業者の工場構内又は、その近くの倉庫に保管して出し入れした方が望ましいケースもありえよう。

そして、下請事業者による保管を行おうとする場合に、補給品生産の頻度が多い、又は補給品の生産予定が明確であり極端に間隔が開くことなく、金型運送／返送のコストより効率がよいのであれば、商事寄託と評価することもでき、価格交渉の過程で保管費用及び保守費用を明確にしておくことで、補給品の価格に含めても問題ない。

補給品生産の計画が明らかでないときは、別途の寄託契約を締結し保管費用を定めておくべきである。

(量産終了後の金型の扱いに関する取り決め)

Q 1 1 5 量産終了後の金型の扱いについて、下請事業者とあらかじめ、取り決めをしておきたいと考えているが、どのような内容を定めておけばよいのか？

A 次の内容に付いて事前に書面で合意しておくことが望ましい。返却の申で書の様式を用意しておくことが望ましい。

- ・親事業者から、量産終了後の保管の委託を申出ることができる旨
- ・親事業者が補給品の生産計画について数量及び注文時期を明示した場合、または保管費用・保守費用を別契約にて支払うことを約した場合は、量産終了後も下請事業者に受託義務が生じる旨
- ・上記に伴う、コストの額又はその算定方法、及び補給品価格への織込の方法又は別払いの旨
- ・補給品の注文が一定期間（具体的な時期を事前に合意し、明記する。）ない場合は下請事業者からいつでも返却の申出ができ、親事業者が新たに且つ適宜の期間内に注文する旨を示さない限り、申出に応じなければならない旨。
- ・親事業者は、定期的に金型の資産管理情報をチェック（IT活用による自動アラーム、又は定期的な棚卸を行い、次のQ&Aの（ア）から（ウ）に該当する場合は、親事業者自らその滅却又は引取りを検討する旨。
- ・ただし、下請事業者が、その有する営業秘密を保持するため型の返却を希望しない旨の合意がある場合は、下請事業者の費用で滅却し、滅却した記録を親事業者に提出しなければならない旨

(補給品の注文が一定期間ない場合)

Q 1 1 6 前Qの「補給品の注文が一定期間ない場合」とは、具体的にはどのような時期とするのが望ましいでしょうか？

A 次のような場合は、金型の引取りを行うべきである。

- (ア) 当該金型を用いた最終の生産後、3年以上経過しているとき
- (イ) 補給品生産の見通しが、向う1年以上ないとき
- (ウ) コンパチブル部品を安価で容易に提供できる場合

(金型の無償保管の要請)

Q 1 1 7 当社に対して下請事業者より量産終了から一定期間が経過した金型について廃棄の申し出があったものの、自社だけで判断することが困難であったため、長期間にわたって明確な返答を行っていないが、問題ないか。

A 親事業者が、自己の一方的な都合で大量の金型保管を下請事業者は無償で求めている状況において、下請事業者が量産終了から一定期間が経過した金型について廃棄の申し出を行ったにもかかわらず、親事業者が「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期間にわたって明確な返答を行わず、実質的に下請事業者は無償で金型を保管することを求め続けることは、下請法の「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に該当するおそれがある。

(契約外作業の要請)

Q 1 1 8 下請事業者に対して、トラックで当社に納品する途中、近くにある別会社に立ち寄って当社への納入品を積み込み、一緒に搬入してほしいと要請した。下請事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

A 契約外の追加作業を下請事業者は無償で要請している場合は、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。別会社への立寄りと、別会社の当社への納入品の積み込み・搬入に要する費用を支払うことを、事前に下請事業者と合意し、実際に掛かった費用を全額負担しているのであれば問題はない。なお、継続的に当該作業を要請する場合などは、当該作業は委託の内容そのものと考えられるため、当該作業分を含めた下請代金を下請事業者との十分な協議の上で設定し、当該作業を含めて発注することが必要である。

(無償サンプル)

Q 1 1 9 下請事業者に該当する事業者仕様に仕様を指定して量産認定用サンプル品の製作を依頼したが、当該事業者「サンプル品」の代金を支払う必要があるか。

A 量産認定用サンプル品の製作の依頼は、販売を目的とした物品の製造委託に該当することから、サンプル品の代金を支払わないことは、「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に該当するおそれがある。

なお、代金は支払うものの、著しく低い額を不当に定めることは、「買いたたきの禁止」に該当するおそれがある。

第7章 その他

第1節 荷主の立場からの適正取引の取組

荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、情報通信機器産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

荷主が運送事業者に運送を委託するに当たって留意すべき事項としては、

- ・ 運転時間短縮のために高速道路利用を促進できる適切な運送代金が、下請代金に含まれる仕組み
- ・ 納入のための運送の時間的余裕が取れる手配タイミング
- ・ 納入頻度の適正化
- ・ 荷受・荷降ろし時間の改善

に努めるべきである。いわゆる「ミルクラン」方式*による効率化も一つの施策であろう。

※ 牛乳精製業者が、点在する酪農場を巡回し、搾られたばかりの原乳が入ったタンクを回収する方法。

セットメーカーが、自社事業所付近に点在する部品メーカーを定刻に巡回し、注文品を受け取る方法が行われている。

＜参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開＞

- ・ トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・ トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・ 荷主勧告制度について
- ・ 運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

第2節 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

下請法を正しく理解しこれを着実に遵守していくためには、官庁や業界団体等による講習会等の機会を積極的に利用していくこと、また、下請取引に係る従業員等全員にこれを展開教育し、各企業の隅々にまで、下請法遵守の「こころ」を醸成することが大切である。

振興基準では次のように述べている。

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

2) 業種特性に応じた取組

- (1) 業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、国が策定した業種別の「下請適正

取引等の推進のためのガイドライン」(以下「下請ガイドライン」という。)を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

- (2) 業界団体等は、親事業者と下請事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準や下請ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努めるものとする。親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、こうした業界団体等の取組に、積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない業界団体等は策定に努めるものとする。

3) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的の下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

4) 支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、必要に応じて、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するものとする。また、下請事業者は、必要に応じて、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

第2部 消費税転嫁対策特別措置法に 違反するおそれのある取引

第1章 消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲

消費税転嫁対策特別措置法では、資本金等の額が3億円以下である事業者（特定供給事業者）から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者（特定事業者）、資本金等の額に関係なく事業者（特定供給事業者）から継続して商品又は役務の供給を受ける大規模小売事業者（特定事業者）が、「減額、買いたたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」といった消費税の転嫁拒否等の行為や、公正取引委員会等に転嫁拒否の実態を訴えたことに対する報復行為（取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱い）を行うことを禁じており、これらの行為を行った場合は公正取引委員会や主務大臣等による指導・助言、公正取引委員会による勧告・公表の措置の対象となる。

（注）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積（東京都特別区及び政令指定都市においては3,000㎡以上、その他の市町村においては1,500㎡以上）の店舗を有する事業者をいう。



第2章 消費税の転嫁拒否等の行為

第1節 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

Q120 当社（親事業者）では、平成26年4月1日以後に特定供給事業者より供給を受ける製品について、取り決められた対価を事後的に減額してもらった。特定供給事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

A 特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける製品について、「合理的な理由」なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことは禁止されている。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、消費税を含まない価格（以下「本体価格」という。）が100円の製品について、消費税率引上げ後の対価を108円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の3円を減じ、105円しか支払わない場合である。

一方、減額とはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

- (1) 製品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
- (2) 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

（違反となる事例）

- ・ 消費税率の引上げに際し、特定事業者（家電量販店等の小売事業者）は、事前にそのような取り決めが無いにもかかわらず、「消費税率の引上げ後の市況や販売価格等の状況に変化が生じた」等と主張して、対価を支払う際に、対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じた。

第2節 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

Q121 当社（親事業者）では、平成26年4月1日以後に特定供給事業者より提供を受ける製品について、通常支払う対価より低く設定した。特定供給事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

A 特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける製品の対価について、「合理的な理由」なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は禁止されている。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の製品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合である。

一方、買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

- (1) 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果（注）、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
 - (2) 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による製品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
 - (3) 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合
- （注）「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

（違反となる事例）

- ・ 消費税率の引上げに際し、特定事業者（家電量販店等の小売事業者）は、特定供給事業者に対して、複数の製品を一律に一定比率での価格低減をすることを要請し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・ 消費税率の引上げに際し、特定事業者（セット品メーカー等）は、家電量販店等の小売事業者から〇%の値下げ要請を受けたこと等を理由として、特定供給事業者（部品メーカー）に対して、部品毎の原価構成の差異等の事情を考慮することなく、複数の部品を一律に一定比率での原価低減をすることを要請し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・ 消費税率の引上げに際し、特定事業者（セット品メーカー等）は、部品やデバイスの機能や性能（安全性、耐久性等）、原価構成等が異なるにもかかわらず、海外の安価な製品の価格の変動に連動させるという条件を示し、通常支払われる価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。

第3節 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法

第3条第2号）

Q 1 2 2 当社（親事業者）では、平成 26 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者より提供を受ける製品について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、当社が取扱う製品を特定供給事業者に購入してもらった。特定供給事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

A 特定事業者が、平成 26 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者から供給を受ける製品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に製品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為は禁止されている。

ただし、次のような場合等、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当しない。

- (1) 特定の仕様を指示して製品の製造を発注する際に、当該製品の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなどの合理的必要性から、当該製品の製造に必要な原材料を購入させる場合
- (2) 消費税率引上げに際して、特定事業者が電子受発注システムを新たに導入し、当該システムの利用を全ての取引先との間で取引条件とするなど、受発注業務のコスト削減のために合理的必要性がある場合に、当該システムを使用させる場合

（違反となる事例）

- ・ 消費税率の引上げに際して、特定事業者（家電量販店等の小売事業者）は、消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、特定供給事業者に対して、店頭における販促業務の支援や陳列役務の目的で従業員等の派遣又は増員を要請した。
- ・ 消費税率の引上げに際して、特定事業者（家電量販店等の小売事業者）は、消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、事業者間で合意されているリベート（メーカーから小売事業者に対して支払われる販売促進費用）の水準に上乗せして、リベートの増額を要請した。

第4節 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

Q 1 2 3 当社（親事業者）は、製品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を断った。最終的には、特定供給事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

A 特定事業者が、製品又は役務の供給の対価に係る交渉において「消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出」を拒むことは禁止されている。

「消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出」とは、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当することはいうまでもないが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当する。

さらに、特定事業者が、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も特定供給事業者からの申出を拒むことに該当する。

- (1) 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
- (2) 特定事業者が本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

（違反となる事例）

- ・ 特定事業者は、消費税率の引上げ以後に供給を受ける製品について、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を強制した。

第3部 親事業者と下請事業者の 一層望ましい取引に関するベストプラクティス

我が国情報通信機器産業全体の競争力の維持・向上のためには、親事業者と下請事業者が“Win-Win”の取引関係を構築し、取引慣行改善によって収益を向上させ、研究開発・設備投資を促進させることが重要である。

取引関係は、対峙から緊張感のある協創（競争&協力）の関係へ発展していくべきであり、委託者・受託者が補い合い、また双方が主張すべきは主張し、そして、他の市場プレーヤーとの競争において、その価値を高めるべきである。

また、サプライチェーンを維持発展させていくことは、親事業者の事業継続性の重要な要素であるとともに、顧客を含めた産業・社会全体の発展に欠かすことができない。直接の取引先のみならず、その先にある2次以降の取引先の事業継続性にも意を用いなければならない。

そのため、親事業者は、生産性の向上又は製品の品質等の改善に努める下請事業者が、そのための措置を円滑に進め得るよう、以下に掲げる取組をはじめ、必要な協力をするよう努めるものとする。

① コミュニケーション

- ・工程改善、品質改善、生産性向上等について、ワーキング活動等を行うことに努め、共同で当該分野における競争力強化に努める。

- ・パートナーの事業所、工場を定期的に又は随時訪問し、経営上の悩みに対する相談に応じ、工程改善、品質改善、生産性向上等に関する提案を発掘するなど、双方にとってWin&Winとなる関係の構築に努める。

② サプライチェーンの維持発展

- ・下請事業者等の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応に努める。具体的には、下請事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努める。

③ 適正な取引のための教育の徹底

通常調達担当者教育に加え、調達活動に関係するすべての部門の関係者を含めた講習会・eラーニング等を定期的に行う。

新入社員教育、階層教育、調達部門配属／配転受入教育等の機会を捉え、独占禁止法を含めた教育、CSR教育を行う。

④ 自己検証・内部監査

日常的にいわゆる「異常値管理」を徹底するとともに、（下請法等の）遵法責任部署による自己検証制度を設け、年1回以上検証を行い、不適切な点が発見された場合は、直ちに是正を行い且つ是正が完了したことを確認するとともに、他の案件又は他の事業においても同種の問題が生じないか確認を行う。

既存の内部監査制度の主要な監査項目として取り上げ、確実な確認を行い、「リスク」として、「内部統制」の項目としても監視する。

⑤ 通報制度

適正取引の最後の砦として、社外から自由に、且つ、調査前に調達関係者に通報したことを知られることのない通報制度を設け（調達部門独自に、又は他の遵法項目と共通で設けてもよい。）、社外ページで紹介を行う（リンクを貼る。）等、通報窓口を広く紹介する。

⑥ 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。

親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。

大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者からの要望、相談に誠意をもって応じることに努め、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。

⑦ 自然現象による災害等への対応

親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を実施することが望ましい。

また、天災等が発生した場合においては、次の事項について取り組むことが望ましい。

- ①天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努めること。
- ②天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意すること。
- ③天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、復旧に合わせ優先的に発注を行うよう配慮すること。

これらの点について、振興基準では次のように述べられている。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

2) 親事業者の協力

- ③ 親事業者は、下請事業者がその働き方改革や生産性の向上に取り組むことができるよう、下請事業者への訪問や面談、研究会の開催などの必要な協力を努めるとともに、その発注条件や取引条件に配慮するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

6) 事業継続に向けた取組

(1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン

全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、下請事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

(1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。

(2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。

(3) 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。

〔親事業者による下請事業者へのしわ寄せや不利益となる事例〕

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

(1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点

親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

(2) 天災等が発生した場合に係る留意点

① 下請事業者が留意する事項

イ. 天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努める。

② 親事業者が留意する事項

- イ．天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意する。
- ロ．天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

この第3部では、こうした親事業者と下請事業者が Win-Win の関係を積極的に構築しようとする先進的な取組を取り上げ、その普及を促進する。

事例1 海外の事業者から国内の中小企業への委託

ある日系メーカは、製品を海外子会社において製造しており、必要な部品をその海外子会社が直接調達している。国内の部品メーカは、海外納入先から、納期を契約より早めるよう急な指示を受けることも多く、作業員の増員など追加費用が発生し、対応に苦慮している。この日系メーカでは、そのようなことがないよう、海外子会社に対して是正指導をしている。

【解説】 例えば、取引先に対し、納期を契約より早めるよう急な指示をすることにより作業員の増員など追加費用が発生することがないよう、海外子会社の親会社は、子会社に対して取引道德についての監督・指導を行うことが望ましい。

事例2 正当な目的のためにのみ行う財務諸表の入手

当社（親事業者）では、下請事業者との取引を継続的に行っていくため、その経営状況をチェックしているが、

- ・財務状況の報告を強制しないこと
- ・「報告書」（電子データ作成を含む。）の作成に多大な労力を要する方法は避けること
- ・入手後は、下請事業者の経営の安定度の評価、必要な助言・支援計画の策定のためにのみ用いること

とし、入手した財務情報は、

- ・秘密情報として厳格な管理を行うこと
- ・卑しくも、価格交渉材料に用いるようなことはしないこと

を厳守している。

【解説】 親事業者の製品の社会に対する安定的供給及び保守責任を果たすためには、安定的な下請給付を受けて行くことが必要であり、下請事業者の経営も安定していること

が前提となる。その目的のために、下請事業者の財務状況について報告を求め、その内容を分析して、必要な指導や支援を行うことは違法ではない。ただし、会社法上、株式会社である下請事業者（つまり大会社でない。）については、貸借対照表の公開は義務付けられているが、損益計算書の公開は義務付けられていないし、持分会社である場合は、貸借対照表の公開も義務付けられていない。従って、下請事業者が自主的に提供しない場合には、これを強制しえないし、「公開」以外の資料については、秘密情報として尊重して取り扱う必要がある。また、下請事業者の決算書と勘定科目に違いがあるのにもかかわらず親事業者の様式に記入させたり、親事業者のWEB上で入力させる等下請事業者に余分な負担が掛からないようにすべきである。

事例3 フェアな見積比較

当社（親事業者）では、調達に際して積極的に複数の取引先による競争を行っているが、見積比較は、

- ・実際に発注する案件について
- ・実際に発注可能なメーカーに対して
- ・実際に発注する仕様に基づいて
- ・実際に発注する数量で
- ・その他、実際に発注したときの取引条件で
- ・十分な検討期間を設けて
- ・引合先すべてに同一の上記条件を提示して

見積依頼を行い、

- ・依頼先の営業秘密を尊重しながら
- ・上記の提示条件のみに基づいて

発注先及び購入価格を決定し、

決定後は、

- ・上記の条件どおりの注文書を
- ・直ちに

交付している。

言い換えると

- ・発注予定のない仮想案件
- ・仮想の仕様
- ・発注予定数量の虚偽
- ・「メーカー認定」が困難であると予想されるメーカーの競争参加
- ・冷静な判断ができないような短時間による再見積り、見積の繰返し

による見積依頼、見積比較は行わない。

【解説】 モノの価格というのは、売主・買主の協議により定められるもので、同一品の従前の価格より低いからといって、直ちに問題になるものではない。「協議」の根底として、「需要と供給の関係」、「当該品を生産するのに要したコスト（＋生産者の利益）」が考えられる。また、種類売買においては、需要と供給の関係が発展した形として「相場」がある。

独占禁止法や下請法上、取引の相手方と十分協議した上で対価が決定されることが大切であり、単に従前の価格を下回っていることや生産コストを下回っていることのみでは直ちに問題となるものではない。

供給に対して需要が多ければ、当然、価格は上昇するし、逆に、供給に対して需要が少なくなれば、当然、割引をして販売量を確保し、在庫を縮減しようとする事業者もありえ、割引をすることが直ちに問題となるものではない。また、大口顧客に対してそれなりの割引が行われることは、アンフェアではない。

モノの価値・生産コストに基礎を置きつつも、売主、買主が置かれた取引環境の中で、経済合理性に従い価格形成されることが市場メカニズムである。

これに対し、実際には存在していない価格を「絶対的な基礎」として、これを根拠に交渉することは、フェアとは言えない。

- ・ 品質上（検査条件・保証条件を含めて）の違いがあるにもかかわらず、品質の低いモノの価格を基礎として交渉を行うこと（品質の異なる安価品の価格を押し付けること。）
仮定条件又は仮想の仕様で見積らせた価格を、別の売買環境や別の発注仕様の場合において適用すること

（例えば、見積後長期間が経過し需給関係が大きく変動したとき、発注仕様の変更、購入(予定)数量の変更、納入条件・支払条件等の契約条件の変更があったのにもかかわらず、当初の見積価格を押し付ける、ないしは価格算定の基礎とすること。）

- ・ 実際には適用されたことがない価格を基礎に交渉を行うこと

（例えば、メーカ認定の見通しが無い等、品質上その他の理由により、現実には発注できる客観性がない事業者の見積価格を提示して、譲歩を迫ること

あるいは、あたかも実発注であるかのようにして販売意欲をそそり、競わせた上で安価を引き出しながら実際には発注せず、後日、その価格を基礎として別仕様・別取引環境において価格算定の基礎とすること。）

は、私法上もアンフェアであり、下請法上は買たたきと判断されるおそれがある。

事例4 製品単価の再設定

当社（親事業者）では、見積りににおける納入見込み数が発注時に大幅に減少するなど、製品単価が変動する状況が発生した場合、下請事業者と十分に協議して製品単価を再設定している。

【解説】 製品の生産数量が変動すれば、必要となるコストも変動するため、製品単価を再設定することが合理的である。製品単価を設定する際、その前提である見積りににおける納入見込み数を明確にし、この見込み数に対し一定以上の変動があった場合、製品単価を再設定することをあらかじめ取り決めることが望ましい。

事例5 原材料価格、燃料費、電力料金等の高騰への対応

ここ数年、天然資源の需給の逼迫、為替相場の変動等を背景として、原材料価格、燃料費、電力料金等が高騰し、製造原価が急激にアップしている。当社（下請事業者）は、板取りの改善、工程の改善等進めているが、とても材料費のコスト増加に追いつけるものではない。そこで、当社は、親事業者と値上げに関し十分協議を行い、協力してコストアップ要因の吸収、分担を行っている。

【解説】 対価の決定にあたっては、市場価格等に基づき、対等な立場での協議により代金を決定すべきである。従って、親事業者は、下請事業者の要請に対し真摯に対応することが必要であり、一方、下請事業者側も、積極的に価格の内訳、原材料値上りの影響度、コスト増加吸収のための自助努力の内容等につき十分な説明に務め、両社納得の上で対価を決定することが望ましく、親事業者と下請事業者はサプライチェーン内で一部の企業に負担のしわ寄せが生じることがないように適正な価格転嫁に向けた十分な協議を行うべきである。

詰まるところ、市場全体の動向を良く理解し、親事業者・下請事業者の両者が胸襟を開いて話し合うことが大切である。

なお、このような協議を通しても、下請事業者の自助努力の範囲をはるかに超えており、下請事業者の過大な負担となるおそれのある場合、親事業者と下請事業者の情報共有により、一定の基準で販売単価に転嫁できる仕組みを導入している事例も見受けられる。

事例6 環境管理コストの負担

当社（親事業者）では、取引先から、「廃棄物処理規制の強化等により、環境対策に掛かる費用が増えているので、管理費用の増加分を発注価格に上乗せして欲しい。」と相談を受け、協力して対応策やコスト分担を検討している。

【解説】 環境に対して配慮すべきことは、当該事業者がその責任と負担において行動すべきものであり、一般取引の場合と変わるものではない。各事業者の全体コストを押し上げているとすれば、それは市場価格として反映されるため、買主＝委託者は、それを甘受することになる。

委託者が特別に管理を求めた事項について、個別に発注価格に反映させるべきことは明らかであるが、事業を営む者の社会的責務として課せられる負担については個別に対応する必要はなく、社会全体の環境管理コストの分担という視点、言い換えれば環境管理コストが転嫁された市場価格を見ながら、対応することが大切である。

事例 7 量産終了後の金型保管費用の負担

当社（親事業者）では、量産終了後サービスパーツの注文も少なくなった部品の金型を、下請事業者に保管してもらっている。この場合、保管に掛かる追加費用は両方で協議して決めている。

【解説】 部品の委託事業者である親事業者は、金型の所有権が親事業者・下請事業者のいずれに帰属するかを契約上明確にした上で、必要に応じ、下請事業者と協議の上、金型の保管に必要なコストを負担し、製品製造終了から一定期間経過した金型は親事業者が引き取るか、廃棄費用を負担した上で下請事業者に破棄させるような取り決めを、製品発注時点で結ぶことが望ましい。

また、取り決めがない金型についても、下請事業者は、製品製造終了から一定期間が経過した金型について親事業者に引き取り又は破棄を要請し、親事業者は金型の必要性を十分考慮した上で、引き取り又は破棄、若しくは必要なコストを負担した上での継続保管要請を行うことが望ましい。

事例 8 金型の製造委託の中で下請事業者が著作等した知的財産の使用

当社（親事業者）では、下請事業者へ金型を製造委託し受領した後で、下請事業者から金型図面・設計データを提出させ、海外等でその図面・設計データを転用して同じ金型を作ることがある。その場合には、下請事業者の事前了解を得るとともに応分の対価を支払うこととしている。

【解説】 金型メーカー及びユーザは、経済産業省が発出している「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（平成 14・06・12 製局第 4 号）を十分に認識し、再度自社の行動が指針に合致しているかを確認することが求められる。

また、不正競争防止法による保護も有効であり、その際は、「営業秘密管理指針」（平成 15 年 1 月 30 日・平成 17 年 10 月 12 日改訂）に示された要件を満たすよう、ノウハウ等を十分に管理しなければならない。

事例9 V A (Value Analysis) 成果の配分

当社（親事業者）では、下請事業者等取引先から原価低減提案を募集している。提案があった場合は、実現の可能性のあるものについて、下請事業者と一緒に内容のブラッシュアップと具体的な技術的検討を加えた上で、当社の技術者が品質上の課題の検討と評価確認を行っている。採用したものについては関係図面等の変更も行い、新規手配分から適用している。原価低減効果は、夫々の貢献度を評価して、それに応じて下請事業者の取分・親事業者の取分としている。

【解説】 このような共同で行う原価低減活動においては、下請事業者としては、その成果（原価低減）すべてを親事業者へ抛出する考えではないと考えられる。アイデアの創案は下請事業者によるものの、実現に至るまでには、技術的検討や品質上の確認等の過程が必要になり、親事業者・下請事業者の双方が協力して技術力・労力・設備等を持ち寄って検討や品質等の評価確認を行う必要がある。こういった共同の活動として得られた成果は、各々の負担及び寄与の度合いによって配分することが望ましい。

事例１０ 情報セキュリティの要求と費用の負担

当社（親事業者）が、顧客から預託された個人情報取扱業務を下請事業者当たる事業者に再委託するのに当たり、当社と下請事業者は、その機密保持のための情報セキュリティ対策として、預託した個人情報が格納されたファイルサーバ等の機器類への不正アクセスを監視するための監視カメラを設置することとしました。この場合の監視カメラ設置費用及び運用費用は、当社が最終的に負担している。

【解説】 個人情報保護法において、事業者は、個人情報等の機密管理すべき情報（以下、「秘密情報」という。）について、公法上の義務及び私法上の善管注意義務を負っているところ、自らの費用負担において秘密情報を守るために必要かつ十分な情報セキュリティ対策を実施する義務がある。必要かつ十分な情報セキュリティ対策は様々な脅威の高まりと共に変化するものであり、監視カメラの設置が社会通念上、常態化しているものについては、事業者は自らの費用負担において設置する義務がある。

したがって秘密情報の開示・預託において、親事業者が、自己の秘密情報の保護を目的として、下請事業者に対して、その作業場所に、必要な範囲で、親事業者が相当の費用負担をした上で、監視カメラの設置等、情報セキュリティ対策の実施を要求することは、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には下請法上、問題となるものではない。（必要なセキュリティ対策費用を親事業者が直接負担する、又は下請代金額に相当分を上積みする。）

しかし、親事業者が、

- ① 秘密情報を保管・利用しない執務室などにも監視カメラの設置を要求するなど、必要かつ十分な程度を超えて監視カメラの設置を求めるような場合
- ② 過度に高度（高額）な特定の監視カメラの導入を要求するような場合
- ③ 監視カメラの映像を常に親事業者に提供させるなど、専ら親事業者のために監視カメラを設置させたような場合

であって、これに伴って生じる追加費用分を親事業者が別途支払う場合はともかく、下請事業者がその費用分を制作・製造・作業処理コストに含めると、従来の単価より高い単価になるとしてその単価で見積書を提出したが、親事業者は、下請事業者と十分協議することなく、一方的に、通常の対価相当額と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る下請代金の額を定めた場合は、「買いたたき」として下請法に違反するおそれがある。

また、自社製監視カメラ、自社指定の監視カメラの購入・利用を強制した場合は、購入・利用強制の禁止に違反するおそれがある。

事例 1 1 情報システムでの工夫

当社（親事業者）では、下請事業者との取引が下請法違反に該当しないように、情報システムを、以下のとおり整備・運用している。

- ・「発注書面の交付義務」違反を避けるため、発注を必ず業務システムを通して行い、漏れなく注文書が発行されるように徹底
- ・納期の設定は、必ず業務システムを通すこととし、調達担当者の裁量により納期の変更ができないように、取引記録の管理を強化
- ・有償支給品を組み込んだ製品に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該有償支給品の対価を決済しないように情報システムを改修
- ・当社の内部管理上、下請事業者から取引物品が着荷次第、買掛金が計上されるように情報システムを変更

【解説】 親事業者は、下請事業者との取引が下請法違反とならないように、情報システムを工夫し、事前に対応することが望ましい。

ただし、親事業者が下請事業者に対して、自己の指定する固有の情報システムでの取引や専用帳票の買取りや使用を強制することは、下請法上の「購入・利用強制」に当たり下請法違法となるおそれがあるため、留意する必要がある。

事例 1 2 消費税の転嫁

当社（特定事業者）では、特定供給事業者からの調達に際して、

- ・特定供給事業者との価格交渉において、すべて税抜き価格での交渉しか行わない。
- ・当社のシステム上、取引価格は税抜きとする。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の概要、適正取引について法務部門より全社に通知する。
- ・法令違反行為が生じないように購買担当者に対する教育等を徹底する。

という取り組みを行っている。

【解説】 消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには、外税方式での交渉・取引の徹底を図ることが重要である。増税分のコストダウン要請につながらないよう、委託事業者は取引交渉価格から消費税を除外し、税抜きでの価格の見積、交渉を徹底することが望ましい。

なお、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、価格交渉を行う際に表示カルテルとして税抜価格を提示する旨の決定を行うことができる。

おわりに

健全な取引慣行に支えられた強靱なサプライチェーンは、我が国の情報通信機器産業の競争力の源泉である。本ガイドラインは、情報通信機器産業の幅広い関係者の参加を得て、集中的に審議し、共通理解に至ったものをとりまとめたものである

本ガイドラインは、情報通信機器産業における取引が適正化され、それに伴い、収益が向上され、研究開発や設備投資が促進し、当産業の競争力の維持・向上につながることを目的としている。

このような目的を踏まえ、本ガイドラインの実効性を担保するためには、まず企業による自主的な取組が求められる。発注側・受注側双方の企業は、自らが行っている日々の取引について、もう一度本ガイドラインを踏まえて再点検し、必要に応じ改善を図っていくことが求められる。

更に一歩進んで、ベストプラクティス事例に示されたような取引形態を参考にしつつ、競争力強化のために親事業者、下請事業者の双方が連携・協力し、より望ましい取引を実践していくことが求められる。

本ガイドラインが関係者によって最大限に活用・準拠され、情報通信機器産業の更なる健全な発展の礎となることを期待したい。

本資料に関する問い合わせ先

- 経済産業省商務情報政策局情報産業課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03-3501-6944(直)

「独占禁止法」に関する問い合わせ先

- 公正取引委員会事務総局官房総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟

TEL 03(3581)5471(代)

「下請代金等支払遅延等防止法」に関する問い合わせ先

- 中小企業庁事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03(3501)1669(直)

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に関する問い合わせ先

- 消費税価格転嫁等総合相談センター

TEL 0570-200-123(専用ダイヤル)

【受付時間】 平日 9:00～17:00